

平成19年第9回東大和市議会建設環境委員会記録

平成19年9月3日（月曜日）

出席委員（7名）

委員長	関田 貢 君	副委員長	吉野 孝 君
委員	粕谷 久美子 君	委員	長瀬 り つ 君
委員	中村 庄一郎 君	委員	押本 修 君
委員	尾崎 信夫 君		

欠席委員（なし）

委員外議員（6名）

議長	佐村 明美 君	13番	蜂須賀 千雅 君
15番	関田 正民 君	19番	御殿谷 一彦 君
21番	大后 治雄 君	22番	二宮 由子 君

議会事務局職員（5名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	西 永 宣 昭 君
議事係長	小島 裕治 君	主 事	新 井 利 恵 君
主 事	三浦 文一 君		

出席説明員（6名）

副市長	小飯塚 謙一 君	収入役	岸 永 通 君
企画財政部長	浅見 敏一 君	総務部長	渡 辺 和 之 君
都市建設部長	氏 井 博 君	区画整理課長	柚 木 行 夫 君

会議に付した案件

- (1) 立野一丁目土地区画整理事業の施行について

午後 1時 4分 開議

○委員長（関田 貢君） ただいまから平成19年第9回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（関田 貢君） 立野一丁目土地区画整理事業の施行についてを議題に供します。

初めに、前回の委員会で決定されました関係職員への聞き取りの件及び文書質問に対する地権者の意思の確認について報告をさせていただきます。

まず、関係職員への聞き取りの件につきましては、病欠が長引いている当事者職員の体調にも大きな影響を与えかねないことでもありますので、市の方とよく調整して聞き取りが可能かどうかを調査して当たってみました。3人の職員とも、ここで病欠が9月末日までさらに延長されました。延長されたということは、聞き取りについては難しい状況とのことでした。

なお、文書質問に対する地権者の意思の確認の件につきましては、8月27日に地権者である株式会社松勇の松下代表取締役役に電話連絡をしましたので、その報告をいたしますが、当委員会が送った質問状に対する回答について、希望回答日が過ぎても回答をいただけていないので、回答される意思がないのですかと話しましたら、回答しないとは言っているわけではなく、当方としては市と議会との関係がどういうものなのかわからず、考えている最中に市から文書をいただいたので、市と会ってそこに話をしたいとのことでした。

報告は以上です。

ここで副市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○副市長（小飯塚謙一君） 今回の区画整理事業に関します件についてでございますが、去る8月30日に地権者にお会いすることができました。それで私どもが何点か聞き取ることができました。

また、本日各議員の皆様にも再発防止調査検討報告書の写しを送付したところでございますが、これにつきましても、概要とあわせまして御説明を総務部長からさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○総務部長（渡辺和之君） それでは、地権者に対しまして、当再発防止委員会の方から協力依頼を出したところ電話がありまして、了解を得られました。8月30日木曜日、午後1時10分から聞き取りを開始しまして、2時20分に終了しました。場所は東京の八重洲です。相手は地権者の社長でございまして、聞き取りは私と都市建設部長で行いました。聞き取りを始める前に、こちらから質問を投げかける前に社長の方からまず話しかけてきました。市議会側から質問書の回答を拒否するののかとの問い合わせがあったが、市の職員と直接会うことにしていたし、いつも必ず同じ話ができるかどうか疑問であり、なおかつ文書回答ではニュアンスが伝わらず、正確ではないという理由で文書回答はやりたくない。これは顧問弁護士にも相談をした。他の箇所でも土地収用法による案件の経験があり、その際も折衝役といろいろ話をしている。補償金は入ってくるが、極言すれば自分の財産を召し上げられてしまうのだから、100%満足できるわけではない。そこを補うのが折衝役で大変な役目と理解している。当時担当課長とは余り会っていない。今回のことは、人間としては迷惑をかけたと思っている。こういう話が向うからいきなりありました。

そこで、ちょっと切りまして、私の方で議会は議会として委員会で調査、検討をしております。市は市の庁内の委員会で検討を進めています。最終的に報告書としてまとめる考えであります。今回の件の概要は、おおむね把握ができました。当事者職員からも聞き取りを終えております。今回の職員の不適切な事務処理に関し

まして、調査をしているので御協力をお願いしたいという話をしました。

そこで、私の方から実質交渉は15年ごろからであるが、なぜ3年もかかったんですか。

答えは、平成15年ごろから交渉が始まったかどうかは手元に資料がないので即答はできないが、市の言うとおりかもしれない。交渉に3年間かかっていることについては、土地収用事案から言えば決して長過ぎると思わない。

2番目、承諾書は合意して出されたのですか。

承諾書は書面上は合意したと言える。決して無理強いされたものではない。さっきも言ったが、財産を召し上げられるんだから、事業者側は年次計画で進めたいかもしれないが、地権者としてはかかわりのないことだ。交渉期間が長いかわりに短いかわりに問われても、この事業は当初、平成12年度に終わっているはずの事業で、延び延びになるのはよくあることだと思っていた。

次です。交渉には市の担当者が何人で来ましたか。

交渉には市から2人ないし3人で来ていた。

次です。補償金の提示はいつごろありましたか。

金額の提示の時期については、こういった事業は書類を渡して、その場で承諾印をもらうのが通常だから、そのときではないか。必要なら当時の手帳を調べてみてもいい。

次です。工事はするつもりがございましたかという質問で、工事を終わらせるつもりがあったかどうかについては、あくまでもおくれたのは仕事上の都合であり、セルフ化を考えていたし、ライバル会社とのこともあり、内々で進めていたし、失敗の心配もしていたことによりました。

次です。工事期間は1カ月で終了すると考えていましたか。

1カ月で工事を終了できるかと考えたかについては、移転だけなら可能と考えたが、洗車機の設置や霧よけをどうするかなどもあり、総体的に考えると1カ月では無理であると思っていた。

次です。平成17年12月12日、工事の着手届を出しましたよねという話の中で、着手届を出した時期については、記憶をたどれば承諾書と一緒に出したかもしれないが、当時いろいろな書類を出したので、着手届がいつだったかは具体的に覚えていない。

次です。工事の内容は理解されていましたか。

現地のポイントの確認については、現地で確認はした。しかし、部分的な図面を見せられただけで、周りけん——周りけんというのは、その工事をする場所のいわゆるその距離のメーターのことです。周りけんの正確な図面は提示されなかった。今でも現地の正確な図面を提示してほしいと思っている。

次です。18年3月6日の東京都の完了検査は知っていましたか。また、検査に立ち会いましたかという質問をしました。

3月6日の東京都の現地確認については、私はその場にはいなかった。東京都の人間が現地に来るということは聞いていた。しかし、それが現地検査であったかは認識していなかった。何十回も交渉を重ねて、その人間から頼まれれば仕方がないし、そうしてお互いの信頼関係を築いていくのだと思う。

次です。小切手の受領は社長が来たんですかという質問で、小切手の受領には私が行ったと記憶している。小切手にしたのは、証拠になると考えたからです。小切手を受け取ることにためらいはあった。しかし、いつかは工事をするのだからと考えた。でも、協力する気持ちに変わりはない。今でも協力する気持ちに変わりはない。

次です。なぜ、小切手を1年間も換金しなかったのですかという質問で、換金しなかったのは、やはり会社の都合で工事をしていなかったからで、現金だったら銀行に置いておいた。現在の事務所は池袋にあったものが土地収容されてここに来たので、その際も小切手で受領した。この事業の性格からして、小切手が全く無効になるとは考えていなかった。

次です。今でも区画整理事業には協力していただけますかという質問で、区画整理事業に対しては、今でももちろん協力するつもりであるし、こんなに大げさなことになるとは思ってもいなかった。今後も協力するが、今後どうなっていくんでしょうね、ということがありました。

次です。工事が完了していないのに、3月31日の工事完了届については、職員はお願いして出していただいたと言っているけれども、どうなのでしょう。

3月31日に工事が終了しないのに書類を出すことにはためらいはあったが、お願いされて、あるいは頼まれて出したのかという感覚は理解できない。完了届を出さないと、この事業が流れてしまうことになり、それはそれで困ったことだという認識は持っていた。

次です。5月までに完了すればという考えはありましたか。いわゆる市の方でいう4月、5月というのは出納整理期間と申しまして、出納整理期間の関係で問いただきました。

工事がおくれても、出納整理期間内に完了すればよいと思ったかということだが、そんな言葉は——そんな言葉というのは出納整理期間という言葉です。そんな言葉は初耳だし、言葉さえ知らない。したがって、市側にいつごろできるかたびたび聞かれたが、5月には終わるのか、言われた記憶がない。このような事業は、全体的に時間がかかる事業なので、どこかで工事をすればよいと考えた。市から本年度は——かくかくしかじかという言葉を使っていましたけれども、かくかくしかじかで事業ができなくなったので、翌年願いますという努力を市がやればよかった。以前に、このような提案をした覚えがある。この件がうまくいかなかったからといって、どこかにしわ寄せが来るのはおかしいのではないか。それから、補償のもとになった細かい単価や積算についても知りたいが、それを言い出したら切りがないことになる、というふうにおっしゃっていました。

いろいろ出てきましたので、区画整理事業に何か不満をお持ちですかという話をしました。

この事業に対する不満といえば、基本的に区画整理事業は地権者から土地を提供してもらい、その土地を寄せ集めて道路や公園をつくるのであるから、補助金を導入しなくても事業は自前でできるはずだと考えている。これらのことは、説明会でも私が発言しているので、議事録があれば見てもらえば私だということがわかるという話がありました。

大体この辺で聞き終わったなということで、私の方から承諾書に市が直接施行できることは御存じですよという話をしました。ああ……ということで、あるでしょうねと、こういう言い方でした。議会からの正式な質問を届けてほしいということで、私の方でわかりました、届けますということで、お返ししてほしいというお話がありましたので預ってきたと。最後に確認ですけど、今お答えをいただいた内容はすべて公表させていただきますけれどもよろしいでしょうかということで、結構ですと了解を得ました。

以上で聞き取りの内容を終わります。

○委員長（関田 貢君） 次に、前回の委員会で要求し、提出された資料の説明を求めたいと思います。

○都市建設部長（氏井 博君） それでは、前回提出要望のありました六つの書類でござりますが、そのうちの三つにつきましては、内容につきましては、当事者職員による自主納付に至るまでの経過、委員会において報

告された当事者職員への質問、8月21日付で出した地権者の調査協力依頼文につきましては、今の報告にございましたので、残りました3点につきまして、私の方から報告をさせていただきたいと思っております。

1点目でございますが、平成18年4月13日以降、19年3月31日までの出張に伴う復命書、または報告書でございますが、これに該当する文書はございません。

2番目でございます。

平成19年3月31日から19年8月22日までの立野一丁目地区土地区画整理事業に関する出張命令票及び復命書、または報告書でございますが、お手元に(2)として用意させていただいております。前半部分がほとんど出張命令でございます、出張命令の後に報告書を添付させていただいております。

一つ目でございますが、平成17年度土地区画整理事業に関するおわびと報告ということでございまして、平成19年6月20日、これは午後でございますが、都庁の方に出向きまして、私の方から報告をさせていただいた内容がコピーをさせていただいております。

その次のページでございますが、平成19年6月22日、これは午前中でございますが、保健センターのスケジュールにつきまして、私どもの工事担当係長と区画整理の係長が東京都に行きまして、打ち合わせをさせていただいた記録でございます。その後にスケジュール表を添付させていただいております。

その次が19年6月25日、これは5時20分からでございますが、土地区画整理事業につきまして、私の代理で都市計画課長が東京都に出向きまして、打ち合わせをさせていただいたもの内容でございます。

次ページでございますが、スタイルがちょっと違ってございますが、次のページを見ていただきますと、東京都打ち合わせ報告書ということで、19年7月2日月曜日の午後1時半から4時まで都庁の方におきまして、都市計画課長、区画整理課長、係長が東京都と打ち合わせをさせていただいた内容でございます。

次ページでございますが、もう1ページめくっていただきますと、平成19年7月4日、これ午前中でございますが、東京都におきまして、補助金返還手続及びスケジュールの再確認をさせていただきました内容をコピーをさせていただいております。

その次の次のページでございますが、平成19年7月13日の午後5時から6時まででございますが、都庁におきまして、東大和立野一丁目土地区画整理事業に伴う平成20年度東京都補助金要望につきまして、協議をさせていただいた内容でございます。

その次の次のページでございますが、平成19年7月13日、午後3時10分からでございますが、平成18年度地方公営企業決算状況調査の報告でございます。

その次のページでございますが、19年7月20日、午前中でございます。東京都におきまして、区画整理の担当者が平成20年度都の補助金要望につきまして、打ち合わせをしたものでございます。

その次のページでございますが、平成19年7月24日、午前中でございます。これも東京都に出向きまして、平成20年度東京都補助金要望調書の提出及び市議会への提出資料の確認をさせていただいたものでございます。

次のページでございます。平成19年8月2日、午後でございますが、区画整理の担当者が東京都に出向きまして、保健センターの工程表提出及び公開請求書等について、打ち合わせをさせていただいたものでございます。その際に使いましたスケジュール表が次ページに添付させていただいております。

その次でございますが、平成19年8月9日に都庁の方に出張いたしまして、東大和市土地区画整理事業に関する再発防止調査検討委員会の中間報告、これは私と現在の区画整理課長が東京都に中間報告をさせていただいたものでございます。会議内容につきましては、その次のページに添付をさせていただいております。

その次でございますが、平成19年8月13日午後2時から、これ東京都にやはり区画整理の担当者が行きまして、市立保健センターの移転補償の事前調整、情報公開の関連についての確認等をさせていただいたものでございます。出張時におきまして、打ち合わせをした内容については以上でございます。

3点目でございますが、都市建設部長の土地区画整理事業分の引継書でございますが、最初のものは現在の副市長が当時都市建設部長ということで、都市建設部長から当時は助役でございますが——になられたところで、後任の部長に引継書をつくったものと、それからその後任の部長から私が事務引き継ぎを受けましたものの引継書でございます。

なお、いずれの引継書につきましても、事業計画書、正式名称が立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業の事業計画書並びにその時点の区画整理審議会委員の名簿が添付されておりますが、枚数の関係で申しわけございませんが、割愛させていただいております。

資料については以上でございます。

○総務部長（渡辺和之君） それでは、庁内の今回の事案に関係する再発防止検討委員会の報告書がまとまりましたので、委員の皆様概要を説明させていただきます。

お手元に配られていると思いますので、まず前書きです。

平成19年6月20日に、区画整理に関する再発防止調査検討委員会の設置要綱をつくりまして、副市長、収入役、教育長、部長、議会事務局長及び参事と検査室長で構成しまして、委員会をつくり上げました。昨日9月2日までに11回にわたりまして会議を重ね、職員や地権者からの聞き取り、あるいは現在ある資料、こういうものから問題点の把握、あるいは原因、分析、再発防止等について、鋭意審議を重ねまして、今回取りまとめをすることができました。

2ページ、目次をごらんいただきたいと思います。

まず、事案の概要を、これを押さえて、それから事実経過を押さえました。

それから、3番、関係者からの聞き取りということで、関係職員あるいは地権者から聞き取りまして情報を収集し、問題点の把握、発生の原因、原因の分析、責任の所在、再発防止策について、まとめたものであります。

それでは、3ページの事案の概要をごらんいただきたいと思います。

4行目ぐらいからですけども、東大和市都市建設部区画整理課において、不適切な事務処理が行われていた。この不適切な事務処理とは、本物件の移転等の工事が完了していなかったにもかかわらず、平成18年3月31日に虚偽の「工事完了届」を地権者から提出させ、同日虚偽の「工事完了届」に基づき東京都に事業完了実績報告書を提出し、その後補助金の交付を受け、さらに、18年5月19日に虚偽の損失補償金の「請求書」を地権者から提出させ、同月22日に虚偽の「請求書」に基づき支出命令票を起票させ、同月25日に収入役によって損失補償金の小切手を振り出させたものである。そして、これらの一連の不適切な事務処理が1年以上にもわたり隠ぺいをされてきたものであるという概要をまとめました。

4ページをごらんいただきたいと思います。

事実経過ですけども、大まかなところだけ説明をさせていただきます。

(5) 平成17年まで交渉を重ねてきた結果、本物件の所有者から移転等の承諾が得られる見込みが出てきたということで、平成17年12月1日に建築物等の移転一式の損失補償776万484円と、工作物等の移転一式の補償費5,157万2,638円の補償の起案をし、同日市長の決裁を受けました。

それから、(6)平成17年12月1日に今の金額の支出負担行為を起票し、同日助役の決定を受けています。また、建築物等移転補償費の——今のは776万円の方です——5,157万2,638円の支出負担行為伺票は、同日市長の決定を受けています。

5ページ、(7)平成17年12月1日には、所有者から「委任状」が提出されています。これは、A、B、C社がありますが、A社を代理人と定めた、権限を委任された委任状です。A社というのは、今ここでお話しさせていただいている地権者のことです。

(8)平成17年12月1日、A社から施行者に対し——施行者というのは市長です——に対し「承諾書」が提出されました。(8)の下から6行目からですが、それぞれの「承諾書」には、条件が第1項から第8項まで付されており、条件の第1項では「平成18年3月31日までに移転又は除却を完了すること。」、第2項として「上記金額は、移転又は除却の完了後請求すること。」、第4項では「正当な理由がないのに第1項の期限までに移転又は除却を完了しないときは、施行者が移転又は除却工事——いわゆる直接施行です——をしても異議を申し立てないこと。」となっている。

6ページをごらんいただきたいと思います。

(10)平成17年12月12日、A社から施行者に対し「工事着手届」が提出されました。これは、区画整理課長決裁で文書処理されています。

(11)18年3月6日、東京都の職員が当市を訪れ、平成17年度土地区画整理事業補助金の交付に伴う完了検査が行われました。その完了検査の現場確認については、当時の区画整理課長を初め区画整理課の職員が同行しています。

(12)18年3月28日、この区画整理事業の東京都補助金完了実績報告書の提出について起案をし、都市建設部長決裁によって同日決裁を受けています。この起案書に基づきまして、施行者は、平成18年3月31日に「平成17年度土地区画整理事業完了実績報告書」を東京都に提出しました。

同18年3月31日、A社から施行者に対し、移転工事が完了した旨の「工事完了届」が提出されました。その「工事完了届」は当時の区画整理課長決裁で文書処理がされておりました。

(14)平成18年4月13日、東京都から平成17年度の土地区画整理事業の補助金の確定通知書が届きました。これは、都市建設部長決裁で文書処理されています。

同5月15日、東京都からその補助金6,516万6,000円が収入役あてに送金され収納されています。

同5月19日、A社から市長あてに「請求書」が出されました。金額は5,933万3,122円でございます。同5月22日、その請求書に基づきまして、区画整理課では支出命令票を起票し、同日区画整理課長の決裁を受けています。支払い方法は小切手払い、納入又は完了日は3月31日、検査、履行確認日は同じく3月31日、支払期限は5月25日となっております。今7ページの一番上です。その伝票の立会者欄には当時の移転補償係長、確認者欄には当時の区画整理課長の判こが押してあったということです。

(18)5月19日に請求書がありまして、5月25日、A社に対し5,933万3,122円の小切手が振り出され、同日収入役に対しA社から「領収書」が提出されました。

(19)振り出された小切手は、その後現金化がされませんでした。これが1年経過をしてしまったということがわかりました。そこで、19番の下から4行目です。平成19年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)として、平成19年度予算の小切手未払資金組み入れを歳入計上し、あわせて小切手支払未済償還金を歳出計上することになった。この補正予算は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年5月28

日に専決処分をしました。

(21) 19年6月6日、この事態が発覚しまして大変な問題が起きたということで、市長は顧問弁護士に直接相談に参りました。顧問弁護士からは、公文書の偽造の疑いがあるという指摘を受けて参りました。その後、私と都市建設部長で4人からできる限りの事情聴取をし、その後警察に出向きまして、内容を説明し相談をしたという経過があります。

(23) 8ページですね。平成19年6月8日、本物件の移転等が行われていないことが判明したということで、平成19年度、先ほどの東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の取り消しについて起案をし、同日市長の決裁を受け、5月28日に行った専決処分を取り消したものでございます。

(24) 平成19年6月11日、まだA社が小切手を持っておりますので、A社に対して、小切手の返還を求めました。内容証明郵便で通知をしました。

そうしましたら、(25) 6月14日、A社の社長は市役所に来庁し、収入役に対して小切手を返還し、収入役はA社の社長に受領書を交付しました。

(27) 今回の本物件の移転等を行うために市は、東京都から2,966万6,000円の補助金の交付を受けて、さらに、起債といひまして、東京都区市町村振興基金から2,600万円を借り受けて、工事を実施しようということになっておりました。

(28) 下から2行目ですが、本年6月29日に東京都から、この事業がやってないということで取り消しをされ、さらに7月9日に平成17年度土地区画整理事業の補助金の返還命令をいただきました。

さらに、(29) 平成19年7月11日、平成17年度土地区画整理事業補助金の返還に伴う違約加算金の額について専決処分をし、補助金の額2,966万6,000円をこしの7月13日に東京都に返還した場合は、違約加算金の額が378万2,415円としたものでございます。

(32) 9ページです。平成19年7月13日、市は補助金2,966万6,000円及びこれに伴う違約加算金378万2,415円を東京都に返還をしました。

(33) 東京都から借り受けていた起債の償還の関係ですが、これにつきましては8月6日を期限として通知がございまして、8月6日に償還をしております。その償還につきましては、起債の2,600万円のほかに利息につきましては、平成18年度と19年度分がございまして、11万9,244円というものが19年度分、18年度分につきましては、19年2月1日に19万6,816円を東京都に償還をしております。

(34) 7月20日、ことしです。市長は監査委員に対し、地方自治法第243条の2に基づく職員の賠償責任等の監査及び決定を求めました。監査及び決定を求める事項は、職員が市に損害を与えた事実の有無、職員の賠償責任の有無及び職員の賠償額ということで監査を求めました。

(36) 平成19年8月6日、当時の区画整理課長が市長に対し、今回の事件の謝罪をし——これは来庁しました。あわせて市が支払った違約加算金等に相当する額について、自主納付をしました。自主納付をした金額につきましては、違約加算金、あるいは利息、それに伴う法定利息、合計411万5,924円、これは現金で自主納付をしてきました。

(37) 現在病欠中である職員から、8月15日、17日、両日にわたって聞き取りを行うことができました。

8月30日、地権者からも聞き取りを行うことができました。

最後に、8月31日、市長は監査委員に求めていた地方自治法の職員の賠償責任等の監査、決定について取り下げをしました。

以上が主な経過です。

次です。11ページ、これは関係者からの聞き取りということで、前回の建設環境委員会で説明、報告をさせていただきましたので、省略をさせていただきたいと思います。

ただ、14ページ、当時の区画整理課長の聞き取りの心境を申し上げたいと思います。

今回の事案は、地権者と施行者との信頼関係に基づき、土地区画整理事業が進展してほしいとの期待の中で行ったものであり、決して私利私欲のために行ったものではありません。しかし、結果的には公文書を不適切に作成し、軽率な事務処理と職務命令を発した責任は、管理職として重大であると認識しております。また、他の地権者の皆様との信頼を大きく損ね、今後の立野一丁目土地区画整理事業の進展にも大きな影響があるものと予想されます。さらに、市政の混乱を招き、市長を初め市議会議員の皆様、市民の皆様、多くの職員に多大な御迷惑をかけるに至ったことを深く反省しております。

当時の区画整理の庶務係長です。

今になって考えてみれば、勇気を出して地権者の移転等の工事を見切って、東京都に補助金を返還しようと言うべきであったと反省しています。しかし、その時点では東京都に補助金を返還することは東京都の信頼をなくすこと、また、次年度の補助金がつかなくなる可能性があることから、市として大きなリスクがあると思い、言い出せませんでした。

当時の移転補償係長です。

立野一丁目土地区画整理事業も終盤に入り、残っている地権者については困難な事例が多い中、一日でも早く事業が完了することを目指し、毎日努力してきました。今回の地権者との問題では、相手方がみずから承諾書を出し、交渉過程の中でも必ず移転等の工事はやると言われてきたので、まさかこのように移転等の工事ができなかったとは考えてもみませんでした。しかし、幾ら事業の完了を目指したとはいえ、実際に不適切な事務処理を行い、多くの皆様に御迷惑をおかけしたことは大変申しわけないと思っていますとともに、深く反省していますというお話がありました。

次は地権者からの聞き取りについては、ただいま報告をさせていただきましたので、省略させていただきます。

19ページ、これらの情報をもとに、問題点の把握をしてみました。6点ございます。

1点目、平成18年3月31日に、本物件の移転等の工事が完了していないことを知っていたにもかかわらず、A社に依頼して虚偽の「工事完了届」を提出してもらったこと。

2点目、平成18年3月31日に、本物件の移転等の工事が完了していないことを知っていたにもかかわらず、虚偽の「工事完了届」に基づき、東京都に対し補助金の事業完了実績報告書を提出し、その後補助金の交付を受けたこと。

三つ目、18年5月19日に、本物件の移転等の工事が完了していないことを知っていたにもかかわらず、A社に依頼して虚偽の「請求書」を出してもらったこと。

四つ目、平成18年5月22日に、本物件の移転等の工事が完了していないことを知っていたにもかかわらず、虚偽の「請求書」に基づき支出命令票を起票し、納入又は完了日を平成18年3月31日、検査、履行確認日を3月31日とし、立会者欄には移転補償係長の、確認者欄には当時の区画整理課長の判こを押して処理をしたこと。

さらに5月25日、本物件の移転等の工事が完了していないことを知っていたにもかかわらず、収入役によって損失補償金の小切手を振り出させ、その小切手をA社に渡したこと。

最後に、これらの一連の不適切な事務処理が1年以上にもわたって隠ぺいされてきたこと。我々が知り得なかったということです。今のが問題点の把握です。

20ページ、問題点の発生の原因です。どこに原因があったのかと。

(1) 立野一丁目土地区画整理事業の事業計画の期限が迫っていながら、思うように事業が進捗していなかったことから、職員の中に心理的な焦りや重圧があったこと。

立野一丁目土地区画整理事業の当初の事業計画期間は、平成7年度から平成14年度まででありました。その後、思うように移転交渉が進まないことから、平成17年度まで事業計画期間を延長し、さらに16年12月22日には、再度平成19年度まで延長しているということがあります。

それから、下から6行目ぐらいですが、平成17年度の事業を中止するという選択をすることが、区画整理課の職員にとっては、長い交渉経過を経てやっと提出してもらった承諾書がむだになってしまうこと、翌年度に再度一から交渉をやり直すには膨大な労力が必要になること、今回の機会を逃し土地区画整理事業が進展しないと市にとってマイナスであることなどの影響があると考え、これらも重圧になり平成17年度の事業の執行を確実に行わなければならないと考えたものである。

(2) 地権者の言葉を信じ過ぎてしまったこと。

これは、交渉過程の中で地権者がやると、工事はするということを書いて、いろいろと理由をつけて先延ばしにされてきましたが、下から2行目ですけど、一定の時期に平成18年3月31日までに移転等の工事が完了できるかどうかの判断をするべきだった。

(3) 東京都の補助金について、区画整理課の職員は、本物件の移転等の工事を翌年度に繰り越すと、翌年度には補助金が見つからないと思い込んでいたこと。関係職員からの聞き取りによると、平成17年度の事業を中止した場合には、21ページです、当該年度に認めてもらえた東京都の補助金が翌年度に認めてもらえる保証がなくなると考えていたようである。財政事情の厳しい当市においては、補助金の交付を受けられなくなることは、事業全体の計画にも大きく影響するため、簡単に事業を中止できないと考えていたものである。

また、3月6日に東京都の完了検査を受けた以上、東京都への補助金の返還は、実質的にはできないと考えたため、職員はもう後戻りできない状態となり、A社に移転等の工事の速やかな着手を求め続けることになったものである。

(4) 不適切であると知りながら、平成17年度の出納整理期間、4月5月の期間内であれば、移転等の工事を完了してくれるものと期待してしまったこと。

虚偽の「工事完了届」や「請求書」に基づき損失補償金を支出したとしても、A社が工事を行うと約束してくれていたことから、A社はすぐに工事に着手し、実質的に本物件の移転等が完了すると軽率に考えてしまった。その結果、いろいろと工事の催促をしましたが、一連の不適切な事務処理を行ってきたこともございまして、区画整理課内で解決しようとしたことから、1年以上が経過をしてしまったと、こういう原因を分析をしました。

22ページです。原因の分析をしました。

ここは、全部で六つございます。詳細については、後ほど読んでいただきたいと思います。

(1) 公務員として、法令を遵守しなかったこと。

(2) 一連の書類が課長決裁で処理されていたこと。

(3) 一定の時期において、平成17年度中に事業を中止にする判断ができなかったこと。

(4) 東京都との協議を十分に行う必要があったこと。

23ページです。(5) 早期に上司と相談をすることができなかったこと。

最後に、区画整理課内の職場環境が不正行為を正せる環境ではなかったこと。

こういうことの原因の分析がされます。

続きまして、24ページ、責任の所在です。

2番、不適切な事務処理の中心となった職員ということで、①平成17年度及び18年度当時の区画整理課長。

平成17年度及び18年度において、不適切な事務処理を防止すべき立場でありながら、それを容認し、部下に命じてA社に依頼し、虚偽の「工事完了届」及び「請求書」を提出させ、虚偽の「工事完了届」に基づき東京都から補助金の交付を受け、虚偽の「請求書」に基づき支出命令票を起票をさせ、収入役によって小切手を振り出させた。また、これらの一連の書類には、みづからが決裁者として押印をしている。さらに、不適切な事務処理を区画整理課内で解決しようとし、都市建設部長への報告義務を怠った。

②庶務係長です。

A社を信じてきたこととはいえ、区画整理課長の命令を容認し、不適切な事務処理であることを知りながら、A社に依頼して虚偽の「工事完了届」及び「請求書」を提出させた。

③当時の庶務係長、平成19年度から区画整理課長に昇任した者です。

A社を信じてきたこととはいえ、区画整理課長の命令を容認し、虚偽の「工事完了届」を東京都に提出し補助金の交付を受けた。また、この不適切な事務処理であることを知りながら支出命令票を起票させた。さらに、平成19年度に区画整理課長に配属されてからも、前任の課長と同様、不適切な事務処理を区画整理課内で解決しようとし都市建設部長への報告義務を怠った。

これが、不適切な事務処理の中心となった職員というふうに考えました。

そこで、当事者職員の責任です。25ページ、3です。1から6番までございますが、先ほどの内容と多少ダブりますが、報告させてもらいます。

当事者職員の責任。

(1) 移転等の工事が完了していないにもかかわらず、A社に依頼し、虚偽の「工事完了届」及び「請求書」を提出させ、虚偽の「工事完了届」に基づき東京都から補助金の交付を受け、虚偽の「請求書」に基づき支出命令票を起票させ、収入役によって小切手を振り出させたことは、明らかに法令違反である。

(2) 支出命令票の虚偽記載及び検査業務の信頼を損ねる事実に対する検査並びに支払い義務がない状況での損失補償金の小切手での振り出しについては、一連の関係書類が具備されており収入役の伝票審査及び監査委員の監査で発見することができなかった。

(3) A社から小切手が返還されたことにより、結果的には市に対し損失補償金について金銭的な損害を与えていないことになるが、返還されなかった場合には、市に多大な損害を与えた可能性が十分あった。

(4) 移転等の工事が完了していないことを知りながら、これらの一連の不適切な事務処理を行い、それを区画整理課内で解決しようとして、上司に報告をすることなく1年以上にわたり隠ぺいしてきた。

(5) 本事案の不適切な事務処理が発覚した後、市長初め理事者、市議会、警察署、東京都にも多大な迷惑をかけることになった。それにもまして、この一連の行為が新聞で取り上げられ明らかになったことにより、多くの市民の信頼を損なうことになってしまった。

最後に、これらの不適切な事務処理は、地方公務員法第32条の法令等に従う義務に反する行為であり、同法

第33条の信用失墜行為の禁止に反する行為である。

4番、地方自治法第243条の2に基づく職員の賠償責任。

これにつきましては先ほど経過の中で――監査の方に市長が求めたことについては省略をさせていただきます。

26ページ、5番、これは職員による損害金の自主納付です。ここも省略をさせていただきます。

27ページにわたり自主納付の関係の経過等も踏まえ、報告をさせていただきました。

最後に、28ページをごらんいただきたいと思います。

再発防止策（提言）です。全部で9項目ございます。

まず1、土地区画整理事業における進行管理の見直し。

ここでは下から5行目ぐらいでしょうか、工事の着手期限を明確にすべきである。下から2行目です。無理のない工事期間の設定と、東京都の完了検査実施のための日程確保をしっかりと図る必要がある。

(2) ここで大きなところは、土地区画整理事業の実務手引をつくる必要がある。これは、必要書類の明確化、あるいは交渉での注意点、交渉が長引いたときの対応、こういうものについて、きちんと区画整理課内で実務手引をつくりましょうと、つくりなさいということが、この大きなところです。

2番目、土地区画整理事業の事務処理の見直しということで、この大きなところは3行目です。現在区画整理課長決裁である「工事着手届」を都市建設部長にランク上げですね、部長決裁までとする、ということが一つです。

また、「工事着手届」の提出があった後には、必ず担当職員が現地確認を行い、工事着手前の写真及び工事着手時の写真を撮って、都市建設部長に報告をし、さらに「工事着手届」には工事着手予定日、いつから着手するのか、予定日を記入させる必要があるということを提言させていただきます。

(2) 区画整理課長決裁であった「工事完了届」を、都市建設部長決裁と決裁権限を上げる。「工事完了届」を受理した場合には、完了写真、終わっている写真を添付し、あわせて工事着手前の写真も添えて決裁を部長にもらう、ということにする必要があるということです。

(3) これは記録の問題です。交渉記録が一番下になりますが、必ず作成して決裁を得て保存するという対応をとる。

3番、土地区画整理事業における情報の共有化です。

ここで大きいのは、1行目の真ん中ぐらいですが、都市建設部長及び区画整理課長は定例的な進行会議を持つこと、を提言をして、情報の共有化を図るということです。

4番目、これは直接施行の実施です。

今残っている事案というのは大変困難な事案が多いというふうに聞いておりますが、直接施行を検討して、下から2行目になりますけれども、事業計画期間をかんがみ、直接施行を実施するかどうかの判断をする必要があるということで、直接施行をもう少し検討し、できるかどうかの判断をしていく必要があるということです。

5番目、支出命令票の添付書類の見直しということで、これは支出命令票には「工事完了届」だけではなく、先ほどもありましたけれども、完了写真を添付するということに徹底をする必要があるということです。

6番目、職員の意識啓発です。

これはもう当然のことですが、下から2行目です。研修を充実して、職員の公務員としての倫理観、法令遵守の意識、あるいは危機管理の意識を高めていかなければいけないということで、研修を充実しようというこ

とです。

(2) これはリーダーシップです。一番下から2行目になりますが、リーダーシップ研修を実施し、管理監督者の意識、能力を高めていきたいということです。

最後になりますが、30ページ、7番、良好な職場環境づくりということで、2行目ぐらいを見ていただきたいと思います。職員間及び上司と気軽に話し合える職場環境を整えることが重要であるということです。そういう職場環境、いつでも気軽に上司に話ができて、問題が起きたらすぐに報告できるような、そういう職場環境をつくっていかねばいけないということです。

8番、支出命令票の決定権者及び検査員の検査の見直しということで、支出命令票の決定権者が主管課長になっていました。今回の区画整理の関係についても、すべて区画整理の課長の権限で、ここまできてしまいました。ということで、不正防止の観点から、支出命令票の決定権者については、上位の決定権者の決定とするなど、今後東大和市事務決裁規程の見直しを検討していきたいと、検討するということです。

それから、(2) 物件の移転、その他の損失補償に関する契約の支出命令票における「検査」あるいは「履行確認」については、東大和市検査事務規程に基づき検査員というのがいますので、検査員の検査を要せず、主管課長だけでできることになっています。今、それを、これらについて検査員の検査や、あるいは主管部長が「検査又は履行確認」することについての見直しを検討するということです。

最後に、内部通報制度の整備ということで、不正行為を発見した職員が容易に通報ができるような、公益通報者保護法という法律がございますが、それに基づきまして、内部通報受付体制を整備していきたいというふうに考えているところです。

以上、時間をいただきまして概要を説明させていただきました。

31ページは設置要綱です。32ページにつきましては、今まで11回の検討した開催経過でございます。33ページにつきましては、委員の構成メンバーの一覧です。

長くなって申しわけありませんでした。ありがとうございました。以上です。

○委員長（関田 貢君） 説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 5分 休憩

午後 2時18分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

○委員（長瀬りつ君） 何点かあるんですけども、まず7月20日付で市長が監査委員に出された賠償責任の決定の依頼の文書、それから昨日付で取り下げたという文書を出せるのでしたら、この委員会中に出してください。

○副市長（小飯塚謙一君） 本委員会中に出せますので出します。要求があれば出します。

○委員長（関田 貢君） 長瀬委員から、ただいま資料要求がありましたが、資料を要求することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま資料要求することになりました資料につきましては、地方自治法第98条第1項の規定により、提出を求めることとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員（長瀬りつ君） 先ほど、委員長から当事者職員3人は9月末日まで病欠ということで延長されたという報告があったのですが、医師の診断書に基づいて病欠の場合の期間の設定ですね、それはどういうふうな形で延長されたという言い方だったので、どういう形でこれまで延長されてきたのか、3人それぞれいつから始まって、いつまでとか、いつから始まってというのをちょっと聞かせてください。

○総務部長（渡辺和之君） 病欠の関係です。

職員Aにつきましては、7月2日から9月1日まででありました。その後、ここでまた1カ月延長の診断書が出てきました。

職員B、6月4日から8月31日まで病欠の申請が出ていました。さらに、またここで先週ですが、9月いっぱいまでの医師の診断書が出てきております。

職員C、7月24日から8月23日まで、最初の病欠申請が出ていました。その後8月24日から、やはり9月いっぱいまでの医師の診断書が提出されたものでございます。

以上です。

○委員（長瀬りつ君） この病欠の期間の扱いですけれども、それはその人の病状にももちろんよるんですけれども、診断書にどういうふうなことが書いてあるのかというのは、もちろん個人情報ですから見ることはできないですけれども、お医者様の判断でということなんです、市としてはこの職員の処遇ですよ、そういうものが出た場合、次から次と、例えば1カ月ごとに診断書を出さなければいけないものなのか、診断書も別に無料ではないですからね、恐らく、そういう形で出されるんだろうと思うんですが、その扱い、1カ月延びた、またその後どうなるのかって、もちろん予測はつかないですけれども、大ざっぱな例でいいですから、例えばよく3年とか休まれたりとかすることあるじゃないですか。そういう方たちの処理の仕方というか、対処の仕方というか、扱いというか、そういうのはどういうふうになっているんですか、市役所内部では。

○総務部長（渡辺和之君） 病欠の規程上の話でよろしいと思うんですが、最初の3カ月間というのは病欠扱いです。当然給料も満額出ます。3カ月を過ぎますと、休職処分になります。これは、地方公務員法の分限処分です。休職処分になりましてお給料は8割支給。それが1年を過ぎますと、今度は後で正確な数字を申し上げますが、6割支給になると思います。それは、共済組合関係から病欠の支払いがされます。3年を過ぎますと、これはお給料はゼロということで継続をすると、こういう状況です。ちょっと確認して、再度答弁させていただきますけど、以上です。

○委員（長瀬りつ君） ありがとうございます。

それから、先ほど委員長の方から地権者に8月27日に電話をしたということで、市と議会との関係がわからないから考え中だったら、市から調査、問い合わせが来たのでということで、ニュアンスが伝わらないから文書回答は嫌だという返事だったんですね。であれば、なおのことこの委員会にぜひ出席をしていただいとのお話は、委員長はされなかったんですか。直接聞くのが一番いいじゃないですか。文書回答は嫌だと言っているのであれば、直接こちらに来ていただいて、委員会に来ていただいて、お話を伺うことはできませんかと

いう質問はしていただけなかったんですか、委員長は。

○委員長（関田 貢君） お答えします。

私が相手の会社の松勇さんに電話したときに、私たちが出した書類に対しての回答をされてないけれど、そのことについて、まず回答をいただきたいと、こういうようお願いで電話していたんですが、市と議会とで双方のお話が同時に来たんで、それで市が30日に来るということで、そのときに一緒にさせていただくということで、私たちに会うということじゃなくて、もう30日にそこに設定している時間で回答をしますということが返事だったので、私はそれ以上お聞きしませんでした。

○委員（長瀬りつ君） 行政は行政ですよ。委員会は委員会として独立をした形でやっているのですから、ぜひそのときに委員長は行政の立場と、議会としての立場というのを説明していただいて、立場が違うのであるということで、議会は議会として直接お話を伺える機会があれば、ぜひお話を伺いたいんだというふうにおっしゃっていただけなかったんですか。事実を解明するって言っているわけですから、この委員会、議会全員から付託をされてやっているわけですから、事実を解明するには直接話を聞くのが一番じゃないですか。

この当事者の職員とだって、9月末まで延長されたから会えませんという調整の仕方でしょう。だけど1人については、市役所まで出てこられて、市とでは話ができるんだから、できなくもないということも私は思いますし、この地権者に対しても、委員会は委員会としての立場がありますから、きちんとその場で委員会にお呼びして、文書回答は嫌だと言うのであれば、直接本人から話聞くのが本当じゃないですか。そういう形で、なぜ調整していただけなかったのか。委員長の事実を解明しよう、この問題を解決していこうという態度には、ちょっと疑問を感じざるを得ないんですけれども。

○委員長（関田 貢君） 委員長としては、皆さんから寄せられた方法で松勇さんには手紙で8月20日まで回答をいただきたいということで、回答のお願いをして、その回答がないのも回答であるということで、皆さんの委員会での総意は、そういうことで松勇さんにお願ひし、さらに皆さんの委員会の中で委員長が電話して代表として聞いてほしいということですから、私が代表して委員会に回答をしないということについての問題、さらに詰めてお願いしたわけですよ。そうしたときに、松勇さんの方では回答しないと言っているわけではなく、当方としては市と議会との関係がどういうものかわからずということで考えている最中に、市からの文書をいただいたので、市と会って、そこで話したいと言って、先ほど総務部長からのこの経過の話はされたと思いますので、私は委員長としての仕事で相手の社長にきちっと、そういう方法を聞いて、回答を市と一緒に、会ったときにそれをそこに話すということが私は回答だと思っていますので、それで私は議会の委員長としての松勇に聞くということの任務は果たせたんじゃないのかなと、私はそう思っています。

○委員（長瀬りつ君） 認識の違いなのかどうか、市と議会との関係がわからないというふうにおっしゃっているのであれば、きちんと委員長として議会としての立場を説明していただいて、市と議会とはそれぞれが独立をしたものであるというお話をしていただいて、議会は議会としてこの事実を解明していく責務を負っているわけですから、それを相手方にお話をされて、それで最初、委員長と副委員長2人で尋ねてくださるというお話だったじゃないですか、地権者を。だから、市とは別々の形で、せめて副委員長と委員長、あるいは議長でもいいですけど、御一緒に会ってくださいとかというふうにお願いするのは、別に何ら問題はないと思いますし、それが委員長が越権行為をしているとは私は思いませんし、逆に委員長の責任ではないのかなというふうに思うのですが、委員長はそれでいいというふうに思われたんですか。そこまで委任しなかったと言え、そうかもしれないけど、でも委員長ですからね。

○委員長（関田 貢君） ですから、松勇さんに電話は皆さんの総意で建設環境委員長として、松勇さんに電話させていただいて、その回答が20日にはまだいただけなかったと。ただけてなかったことを確認をさせていただいたわけですから、それも大事な建設環境委員会として質問をしたということについては、僕は委員会の総意だと思っています。

以上です。

○委員（長瀬りつ君） 回答が来なかったことを確認したって言ったって、回答が来ないということに対して、回答が来ないのが回答だって、さっき何かちょっとおっしゃいましたけど、物すごく議事をばかにされているというか、侮辱されているというふうに委員長思わないんですか。だから、どうして回答をいただけないんでしょうかとか、議会としては、こういうことを文書が嫌ならば、ぜひお会いして直接お話を伺いたいんだっていうふうに言っていただけのもだと私は思ったので、ぜひ委員長と副委員長と2人で調整してくださいというふうにお願いしたと私は思っていたんですけど、委員長は回答がないから、回答がないんですねって確認して、市と話をするからいいというふうに判断されたということですか。

○委員長（関田 貢君） 判断ということについては、それは松勇さんの社長が議会の文書と市が同時に、市と議会との関係がどういうものかわからないから、私は私で意見をいただきたいとお願いしたところが、市と議会の関係がわからないで考えている最中に市からの文書をいただいて、市が30日に会うということを社長からお聞きして、一緒に私の回答について、そこで話しますと、こういうふうに言われたら、話すということの私たちの20日の締め切りの文書については、先ほど総務部長から報告されたとおりだと私はそういうふうに理解しています。

傍聴の方に申し上げます。静粛にお願い申し上げます。傍聴の方には、議事についての可否を表現、または騒ぎ立てることは禁じられておりますので、静粛にお願いいたします。

○委員（吉野 孝君） 今長瀬委員から地権者への、この委員会への要請は前回の委員会の中でも賛否をとって、結局は否決されたんですね。それで、そうした中で、それは前回のときに言いましたけども、これは8月20日の時点で文書回答を期日を決めてやったわけですね。それで、やはり地権者からの回答はなかったと。その段階で、この間の23日の委員会のときに、改めて地権者にこの委員会で直接聞きたいんだということをやったんですね。これも、やはりだめだということになっちゃったわけですね。私は、だから今回当委員会においては、事実確認については、先ほど市の方から地権者への事情については報告されましたけども、私自身も地権者に対する疑問が新たにまた出てきました。そういう点では、このことについては地権者に直接聞くべきだろうと、現段階です、私はそういうふうには思います。

その点では長瀬委員が言われているとおり、当委員会として、できる限り事実確認をどういうふうにしていくのかということ、ぜひ各委員の皆さんも、それぞれの意見を言っていただいて、どういうふうにしたらば事実が確認とれるのか。職員の方については、9月末までという形になっていますけど、でもこれ完全にそういうふうになっても、まだ聞きたいこともまだあるという点では、改めてやはり当委員会としても、当事者の委員会への招致をやるべきじゃないかということは思うんです。

○委員（粕谷久美子君） 私もいろいろ今までの当事者の職員3人の件がありまして、総務部長から前回のときに、他の委員からの質問によって、A、B、Cの職員の答えをいただきました。結局は、一議員の質問があったから答えていただいたのであって、その流れの中で答えていただいたという状況があると思うんです。本来なら、この場にずっと今まで委員会を何回も来ている間に、私たち当事者の声をずっと聞かなければ本当のこ

とはわからないということと言い続けてきた割には、そのことが質問者によって出されたから答えているというような状況があるのかなと思います、私も。やはり、そういうA、B、Cの職員の方たちの体調というものは本当に大切にしなければいけないですけど、私たちは私たちの議会の視点というところがあるので、同じような質問はするかもしれませんが、議会としての質問というものを、当事者から聞きたいと私は思います。

あと地権者に対しても、やはりこの報告書でいただいた文書は、かなり緩い部分というところがあるなど私は思いました。出納整理期間のことは確かに御存じなかったかもしれませんが、でも、それを過ぎてやっても仕方がないようなお答えがあったりとか、そういったところをきちんと私たち自身も、直接本人から伺いたいなということで、本人にお答えをしていただきたいと思います。

○委員（中村庄一郎君） きょういただいた資料の中をちょっといろいろ見させてもらって、けさいただいた報告書、土地区画整理事業に関する再発防止検討委員会ですか。実は、これ再発防止策というところには、工事着手期限を明確にすべきであるというふうに書いてあるんですね、これ再発防止の中にね。それとか、無理のない工期の設定と東京都の完了検査実施のための日程確保を図る、と書いてあるのね。こういうふうなことが再発防止だっというふうに書いてあります。

実は、先ほどの松勇さんから、いろいろ関係者からの聞き取り調査ということで総務部長の話ですと、先ほど他の委員が言いました出納整理期間なんかも全然認識してないと。それから、ここにも財産のことがあって、年次計画もいろいろあるので、それは自分なりに判断していたというようなお話をちょっと聞きました。そういうことから推察をさせていただきますと、この区画整理事業をきちっと理解していたのかどうかというふうに考えるわけです。それには、やっぱり交渉の段階から、実はこの再発防止策の中に入れてあるということは、事前には余り期間のお話をされなかったという可能性があるのかな。

また、当委員会でも単価とか、そういう部分のところで調査をさせていただきたいということで書類を求めました。それで、要するに補償に対する予算というか、その補償金の問題についてもというところで、ちょっと疑問符を投げるような総務部長のお話だったんですけども——ということは、松勇自体がこの区画整理事業に本当に理解をされて協力的だったかどうかということが、今ちょっと私は疑いが生じてきたわけです。今までにも、当委員会の方でも質問書を投げかけたりしても無回答、これはこれで話したくないこともあって、当事者同士の市との方のいろんな話もあったんだと思うんですけども、実はそれにもまして、ずっと対応してきた課長等々の話ですと、その中ですと一応理解をされているというような、好意的であるというようなことがいろいろ出てきているんですけども、松勇自体もこれからも協力する意思はあるとは言っていますけども、非常にあいまいな答えが返ってきておまして、市としては、どういうふう本来受けとめて、また承諾書も書いているわけですよ。何回も何回もこれ堂々めぐりになっちゃうんですけども、これについてはどういうふう受けとめて、これからどうしていこうかというのをちょっとお聞きしたいなと。

○都市建設部長（氏井 博君） 私も総務部長と一緒に行って、地権者の方から直接お話を聞いたわけですが、一つ目の区画整理事業を正しく理解していたかどうか、そういう説明がされていたかどうかということでございますが、先ほどちょっと報告にもあったように、社長自身も説明会に出ていろいろ発言をされたというようなこともおっしゃっておりますので、その辺の理解は、説明会の上の理解はされていたということが一つですね。

それから、補償額については、やはり適正な金額で補償されていて、それが先ほど言いましたように、自分の財産を減らしていくんだから、そういう意味からすると100%満足ではないという回答でございますので、

いずれにしても提示と、あるいは自分の思いとの、それは100%満足できるような話ではないだろうということが2点目でございます。

それから、何回もここでは――報告は1回だけでございますが、何回も区画整理事業に反対しているわけではないし、今後協力もしていくというふうなお話を聞いておりますので、私どもも前々からお話ししていますように、この事業を成立させることは非常に大事なことだというふうに認識してございますので、また機会をとらえて、新たに交渉を開始して全力で事業をなし遂げたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） それを言っちゃうとあれなんだけど、要は協力する理解があるかどうかという問題と、それから協力してもらうには、今言われたように、確かに100%満足というのはないじゃないですか。要は、皆さんそういうところで理解してもらう、それが交渉の段階であって、それをきちっと行政側がちゃんと伝えるべきことを伝えてない、これを見ると、そういうふうに伺えるわけですよ。それで、当然この中には虚偽だっということを書いてあるわけなんだけど、だからやっぱりそれをちゃんとしない、またこれからしていきたい、していきたいと言っても、そこのところ、まず今のこの段階をどうしていくのかというのが、今まで明確にお答えをされてないような気がするんだけど、やっていきたいと言うだけでね。まず、承諾書をお互いでお互いが合意したということに対して、この後そういうことに対しての、どういうふうな処置をされるというふうにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○都市建設部長（氏井 博君） 1点目の説明に関しましては、当時の移転補償の係長が何十回と足を運んで、あるいは電話をしたり、いろいろ交渉した経過があるというふうに聞いておりますので、それなりの努力をして、地権者の方もさっき言いましたように、100%満足ではないけど、それらを理解していただいて、承諾書に至ったんだろうと。それにはかなりの年月を要したようでございますが、そういう形である程度御納得いただけて、承諾をいただいたというふうに考えてございます。

それから、今をどうして、これからどうするかということでございますが、前回ですか、前々回、お話しさせていただいたように、表現が悪いんですけど、仕切り直しということを私の方で説明させていただきましたが、先ほど申し上げましたように、このことをある程度の段階に行きましたら、また東京都ともいろいろ協議をしながら、あるいは内部で検討しながら、再交渉を始めていって、ぜひとも協力していただきたいというふうに考えてございます。

○委員（中村庄一郎君） 今仕切り直しという言葉が出ましたけれども、そうしたら今度、もしいろいろ期間までにできないとあって、再発防止の中にも書いてありますけれども、この委員会の中でも、なぜ直接施行ができなかったのかというようなことは、よくこの中でも討議したと思うんですね。もし、その場合に直接施行をするという、例えば期限を決めるとかということ、直接施行するという意味はありますか。

○都市建設部長（氏井 博君） 直接施行という方法はあります。過去に直接施行の直前にまで行った事例も他市でいろいろあるというふうに聞いてございます。今のところとにかく協力をしていただけるという話をいただいておりますので、まずその交渉を再開して、限られた期間の中でございますから、場合によっては今、再発防止のように直接施行というのは、当然できるし、やらなきゃいけないということでございますが、それらもよく研究いたしまして、対応させていただきたいというふうに考えてございます。

○委員（中村庄一郎君） 何も履行されてないわけですよ、一つも。その中で、直接施行ということもうたわれていて、直接施行もしてないんですね。今度また、努めていく努めていくと言って、今私が直接施行をもし

あれだったら強行の場合にするのかというようなお話をしても、それはまだ先ですと言ったら、これ先々またどうなっちゃうのかなって思うんですね。

○都市建設部長（氏井 博君） ですから、直接施行は視野にないということではなくて、今ここまできているわけですから、まずもう一度交渉を再開してみて、それによって判断をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○委員（中村庄一郎君） ということは、やる意思はある、というふうに判断してよろしいでしょうか。

○都市建設部長（氏井 博君） 限られた期間の中でやるわけですから、場合によっては——ちょっと弱いかもしれませんが、直接施行もあり得るというふうに私どもは考えています。

○委員（長瀬りつ君） この地権者なんですが、承諾書を出し、これ合意しているわけですよね。一切工事をしなかったという意味では、ある意味契約不履行なわけですよ。おまけに工事完了届も特に強制されて出したふうではないじゃないですか。必ず工事するんだから工事完了届は出すと言って、出してくれたというふうに職員は言っているわけで、この承諾書と、この工事完了届、これ出した時点でもう既に詐欺ですよ、してないんだから。どうして市は地権者に賠償責任を求めないんですか。しない理由を教えてください。

○総務部長（渡辺和之君） まず、当事者職員が市の損害に当たる部分について、自主納付をしてきたということが1点あります。ということで、市に損害が現時点では実質実害がないと。したがって地権者につきましても、小切手を換金をせず市の方に返還をしてきたということで、損害賠償することはなかなか難しいと。また、本件の一連の事案によって、地権者に対して損害賠償請求ができるかどうかということについては、この場合の損害額の算定が大変難しいということで、現時点では考えていないということでございます。

以上です。

○委員（長瀬りつ君） 額の算定が難しかろうが何であろうが、やってくれていれば、この事業はこの部分は終わったわけですよ。やらないことで、さまざまな市に対して、市は迷惑をこうむっているわけでしょう。やります、やりますと言っていけば直接施行もされないし、何かあっても1回なかったことにして、また1からやり直しますよと市は言ってくれるし。だったら最初からこの事業に反対している人の方が、よっぽど人がいいですよ、これ。この人よっぽどち悪いですよ。やりますやりますと言っていけば、市はその人に合わせて、やってください、やってくださいとは言うけれど、何かするわけでも何でもないので。だから、この先また区画整理事業が延びるわけですよね、延びていくわけでしょう。また市は一般財源からつぎ込まなきゃいけないわけじゃないですか、期間も延びるし、明らかでしょう、そういうことで。実害がないからって迷惑は立派にかかっているじゃないですか。

そういうことを考えたときに、単なる損害賠償額の算定が難しいからって、それはこちらが告発して相手方がやればいいことであって、された方が。幾らくださいって言うかどうかというのは、どういうふうにもなるわけですよ、金かかるわけじゃないしね、告発するのに。だから、その辺のところは市の態度というのが、非常にある意味、私としては責任の所在を明確にしたがらないなという感じが地権者に対してもしますし、なおかつまだ言えば、賠償金についての監査の依頼を取り消しましたよね。

つまり、そのことによって、だれに、どのぐらいの責任があるのか、課長と係長じゃ職責、重さが全然違うでしょう。確かに、その3人はやっちゃいけないことをやりましたよ、虚偽の書類つくったんだから、判こも押したんだから。でも、その書類を決裁した人がいるわけでしょう、上位者が。収入役初め副市長もそうですし、市長も当然そうですし、そういう人たちの責任、例えば副市長以下の収入役、あるいは前助役、その人た

ちだって自主納付したっていいんですよ。そういうことも何も今回の報告書には、何ら記述がないじゃないですか。当然上位者の責任ってあるでしょう。そういうものをうやむやにして、監査依頼を取り消して、職員3人が自主納付したからいいんだって——職員3人、確かにさっきも言いましたけど、虚偽の書類をつくったのは悪いですよ。決して悪くないとは言いませんよ、法令違反もしていますからね。

だけれども、職員の聞き取りの紙を見る限り、この職員3人、一生懸命仕事していたじゃないですか、毎日のように。だから多分職場環境がよくてあれすれば、きっといい仕事をなさったんだろうというふうに思うし、もしかしたら職を失うようなことに今なっているわけですから、こういう人たちの、この職員3人の負担、どういう形で払われたか知らないですけど、それをせめてその上位者の人たちは軽減してあげようとかっていう気は全くないわけですか。

○副市長（小飯塚謙一君） 前々からお答えしているとおり、私どもは6月5日の日に初めてこの事実等を知ったというのが事実でございます。それ以前には、1年にわたりまして本当に隠ぺいされていたということでございますので、その事前では今言ったとおり、本人たち、この報告書にあるとおり、3人が虚偽の文書を作成したと、そんなふうに思っているところでございます。

○委員（長瀬りつ君） だから3人の責任でいいんだという、副市長の答えですか。あなた事務の最高責任者ですよ、自分の責任は何も感じていないということでしょうか。

○副市長（小飯塚謙一君） 当然私どもも知ってからは、それを解決すべく努力をしてきましたが、再度のお答えですが、6月5日の日に初めて私どもこの事実を知った上で、その後解決することを心がけていました。以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 事実を知って知らんぷりはできないでしょ、幾ら何でもね、当然ですよ。それ以前のことを知らなかったというところに問題があるわけですよ。知らなかったから責任がないのかと言ったら違いますよ。知らなかったという責任はありますよ、そうですよね。じゃあなぜ知らなかったのか、なぜ知ることができなかったのか、そのためにだから再発防止委員会をつくったんでしょ、そういうことがないように。だから、1年間隠ぺいされていたという、何かいかにも意識的に隠していたような書き方がされていますけれど、そうじゃないですよ。結果的にそういう状況が起きたということですよ。そういうことでいえば、問題点の把握の中で6番までしかないですけど、7番には残高に気づいた収入役、公金の管理者としての責任、きちんと果たしていないということも書いておいてください。問題点の把握足りないですよ、これじゃ、この書き方じゃね。

○収入役（岸 永通君） 私の方の関係につきましては、支払いの関係についてお答え申し上げますけども、実際に支出命令関係が出されたものにつきましては、一連の関係書類、請求書並びに承諾書、補償金調書、工事完了届が一連の書類の関係がなされていると。それに伴って収入役の職務権限であります書類の審査等を行ったわけです。ですから、18年5月25日現在では何ら問題はないというようなことの中で支払いを行ったということでございますので、実際の事務の事務上の中では、瑕疵はなかったというふうに私は思っています。

その中で、小切手の関係からしますと、実際当座預金になります。それについても残金があるわけですから、主管課の方にその都度の中で地権者の方に現金化、いわゆる換金化するようという形の中でお願いしている部分がございますので、その後も知った中でも、先ほど副市長から話が出ましたが、6月5日以降の関係からしますと、この問題はあってはならないことが起きてしまったというようなことかと思っておりますので、いずれにしても支払いをする立場からしますと、支払った時点の中では問題はなかったというように解釈して

います。

以上です。

○委員（長瀬りつ君） 支出命令がたとえ虚偽であれ、きちんと整っていたから、確かにそのときはそうだったかもしれないですけど、その後ずっと残高が残っていたわけですからね。気づかれて聞いているわけですよ、収入役は、これまでの答弁で言うかね。でも、そこまでだったんだよね、仕事かね、そういうことですよ。みんなも、そういう感じですよ、話を聞いているかね。だから、それじゃそれぞれの公金の管理者としての責任者、それから事務の最高責任者としての副市長のあり方みたいなものが、この中には何も書いてないわけですよ。まして、法令遵守だという書き方もしてありますが、職員から自主納付をしたいと言ってきたのは、監査委員に監査の決定を依頼した後ですよ。であれば、本来であれば慌ててもらっていいかどうか聞きに行くのではなくて、監査委員に今責任の度合いを判定をしてもらうように依頼をしていると、だからもう少し決定が出るまで待てと言うことはできたはずでしょう。

だから、調査の委員会の方たち自身も、きちんと自治法に従ってこの問題を解決していこうという認識がなかったというふうにしかならないんですね。依頼をしてあって、その結果を待たずにお金返したいからって言ってきたからって、弁護士のところに相談に行って、民法上の法定利息の5%まで上乘せしてもらっちゃったと。だから実害がないからそれを取り消したって。まず、この監査依頼を決定をした責任、それから取り消したことに對する責任、意思決定をしたことへの責任のとり方が何もここには書いてないですよ、記述がないですよ。その辺についてどういうふうに思っているんですか。

きちんとこの自治法の243条の2に従って、監査委員にどうすれば賠償責任の確定ですよ——をしていただければ、前部長も含めて責任の度合いというのがわかってくるし、全額、じゃあこの職員3人だけの負担でいいのかということに対しても答えが出てくるはずなんですよ。それらを待たずにさっさともらっちゃったと、それで取り消してしまったということも責任ですよ。意思決定したわけですよ、市長は。監査依頼したわけですよ、賠償金の決定を求めて、責任の度合いの決定も求めてしたわけでしょう。つまり、法律にのっとって責任の度合いをきちんとしようとしなかったということですよ、これ。だから、その責任はどうするんですかと聞いているんです。

○委員長（関田 貢君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時 休憩

午後 3時13分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副市長（小飯塚謙一君） 地方自治法の243条の2の監査及び決定を求めた関係でございますが、これにつきましては、東京都の補助金の返還に伴いまして、違約加算金及び起債の全額償還においての市に損害が発生したことから、地方自治法の規定に基づき監査に対して職員の賠償責任を求めたところでございます。そして、その内容につきましては、職員が市に損害を与えた事実の有無、職員の賠償の責任の有無、職員の賠償額、これを求めたわけでございますが、これにつきましては再三申しているとおり、職員から自主納付がありましたので、市に実質実害がないことから、8月31日付をもちまして取り下げたものでございます。

以上でございます。

○総務部長（渡辺和之君） 先ほどの病欠の関係で正確に御答弁させていただきたいと思っております。

病欠に入りまして3カ月間までは、お給料は100%支給します。3カ月を超えますと、地方公務員法に基づきまして、休職処分になります、これ3年間です。最初の1年間は、給与の100分の80が支給されます。さらに、1年を超えると給料の支給はなくなりますが、ただし共済組合の方から傷病手当金というものが1年半支給されます。これは、おおむね約給与の8割ということになっております。

以上です。

○委員（長瀬りつ君） 市に損害を与えたから賠償責任を監査に求めたんだという説明ですけれども、与えたから求めたのではなくて、だれにどう責任があるか、責任の度合いが違うでしょって、私はさっきから申し上げています。その責任の度合いを、きちんと監査で監査していただいて、だれにどういう責任があったのか。この責任の重さから、賠償額はだからこうなるだろうというものが、きちんと出てきてからだってちっとも遅くないじゃないですか。そういうことをなぜきちんとしないのですかと聞いているんです。

○副市長（小飯塚謙一君） 再三申し上げていることですが、当事者からの証言及び当事者みずからの謝罪、そういう内容を初め、当然先ほども繰り返しているとおりに市に実質的な実害、こういうものがないので、当然市としましては、8月31日付で取り下げたと、そういうことでございます。

以上でございます。（長瀬りつ委員「説明になってないでしょ、答弁」と呼ぶ）

説明になっていないかということじゃなくて、当然今言ったとおり、当事者職員からの証言及び当事者職員からの謝罪内容を初めまして、そういうものを私どもは受けて、本人たちは責任を認めるとともに損害金を自主的に納付しました。ですから、そういうことで私どもは市に対する実質的な実害がないから、それを取り下げたということでございます。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） 今の副市長の責任の所在がそこにあるということで、そのお金を受理したという話ですよ。この当委員会では、その辺は具体的に事実関係が明らかになっていませんよね。例えば、私は今回の3人の事情聴取の中でも、具体的に言えば定かではないがという前置きをしながら——これは上司への報告というのの項目に入っているんですよ。例えば、これでも地権者の移転工事が進んでないということは話したと記憶していると。これは、職員Aの方が上司の方に報告しているんですよ、これはね。こういうことが書いてありますよね。それと、あわせてもう1人、これもやはり定かではないがと前置きしますが、課長決裁をとり、都市建設部長に持って行って決裁をしてもらった記憶があると、部長からは何も聞かれなかったと思うと。これは職員Bですよ。こういうことを言われているということは、すべて課長だとか、課内でやっていた問題ではなくて、さらにはほかのところにも前部長にも報告したけれども、具体的な何も言われなかったということがここに書いてあるわけじゃないですか。だから、今の副市長がいろいろな事情聴取をした中で、そういう責任がそこにあるんだというふうに言うけども、ここにはまだ私は疑問があるんですよ、ここにも。

それから、私はまだ疑問に思うのは、先ほど地権者の問題にも言いましたが、疑問があると言っていたのは、本当にこの承諾書を提出した地権者が、この承諾書というのをどういうふうにとらえていたのかですよ。それは、出した責任というのが当然あるわけですから、私は市の職員の3人の方もですね、全部いろんなことを読んでみますと、この移転工事を先延ばしにしてきたのは、この地権者なんですよ。毎回にわたって何を言うかという、営業を続けながら移転工事を考えていたので、資材置き場の準備に時間がかかったとかね。それとかさらには今すぐにはできないんだと、ちょっと待ってくれと言ったりとか。さらには消防署の許可で相談中だとか、結論が出てないとか、こういうことが地権者の方から——担当職員が言うと、こういう

ことを言って先延ばしにするわけじゃないですか。私は、ここにも先ほど言った承諾書を出した以降の責任と、それから私は工事が完了されてない責任というの、私は地権者にもあるんだというふうには思うんですよね。

それからもう一つは、この工事が完了してなかった時点、どこの点で食いとめることができたのかというのは、私はいろんなところがあったと思うんです。前部長に報告したけれどもそのアドバイスがなかった、というのが一つありますよね。それから、さらに東京都から3月6日の日に完了検査というのが行われるわけですよ。このときに、自動車の中ではあったけれども、東京都の職員が2台の車に分乗して、それでこの区画整理の工事する該当する場所を見せて、それでそれが東京都の職員が竣工がされてない、工事が何もされてないということを見て、東京都の職員は何を言うかという、これは職員Bがこう言っているわけですよ。

「東京都から竣工後の写真を提出するように言われたので、工事が完了次第、提出する予定であった」と、これは職員Bが言っているんですよ。

だから、もう一つ、職員Cの方もこう言っているんですね。「東京都への工事完了届は後日提出するように言われた」ということが、これは職員BとCがこう言っているんです。その中で、東京都から写真の提出を求められていたわけですよ。だから、このときに完了届を東京都に出したときに、この写真がついてないじゃないかと、私は東京都にも問題があったと思っています。だから、こういうことが例えば提出を求められているのに、提出してないじゃないかというふうに東京都は言うべきなんですよ、ここで言っているんだから。だから、私はその時点で東京都が写真の提出を求めたときに、完了してないと言ったら、これはもうその時点で話は終わりなんですよ、3月31日の時点で。工事完了届なんていう、いいかげんなものが東京都が受け取ったこと自体も私は問題があると思っています。

だから、私はまだ事実確認が一つ一つが明らかにならないのに、責任が3人の職員にあって、そこで払えばいいという話じゃないんですよ、これは。私は先ほど言ったように、上司への報告というのがあったこととか、それから東京都の責任、さらには地権者の責任というようなものは私はあるんだと思うんですよね。だから、その点がまだ事実が当委員会では明らかになってませんから、副市長が言うように、現在の庁内の検討委員会での結論は結論で、それは報告していただいても構いませんけども、これは私たちの委員会ですから、事実を明らかにするために、一つ一つを明らかにしていきたいという時点だと思うんです。だから、その責任の所在がまだ明らかにならない段階で、お金の配分をすること自体がおかしな話だというふうに思います。

○総務部長（渡辺和之君） 私の方から、上司の方の相談の関係で説明させていただきます。

前日も聞き取りの内容を報告させていただきましたが、なぜ上司に相談しなかったのかということで、18年3月31日以前には地権者との交渉経過など、当時の都市建設部長に報告していたと記憶をしている。ただ、交渉には苦勞してきたとしても、承諾書を提出してもらおうと移転補償の8割から9割は終わったものと考えてしまう傾向があります。余り細々したことは報告していなかった。平成18年4月1日以降は、実際に移転工事が長引いた関係で何とか区画整理課内で解決できればよいというふうに考えていたというところがございます。

以上です。

○委員（吉野 孝君） 渡辺総務部長は、そういうふうに言いますけども、だからこのところから読み取って、報告がされてないということにはならないじゃないですか。定かではないがということ言っているじゃないですか、ここでも。今言われたのは、職員Aの人ですよ、言っているのは、今の。余り細々としたことは報告していなかったというようなことを言っていますよね。だから、細々じゃなくて、全体の流れが進んでなかったというのは、例えば質問の15の中に、これは地権者の移転工事が進んでいないということは話したと記

憶していると言っているわけじゃないですか。だから、これが状況が進んでないと、移転工事が、そのことを報告しているんですよ、そうでしょう、渡辺部長。だから、その点から読み取っても、これがやはり上司に報告していないじゃなくて、していたと。しかし、その受けとめ側がどの程度受けとめたのか。それで、それをどういうふうに認識したのかということについては、前部長から聞かないとわからないじゃないですか。

これは、だから私は健康でいらっしゃる前部長にもぜひ聞きたいとは思いますが。そうしないと、事実が明らかにならないんで、それでやはり責任の所在なんて出てこないんですよ、当然じゃないんですか、それは。

○都市建設部長（氏井 博君） 前回の委員会のときに、前々回に前の建設部長に確認ができないかというお話がございまして、私の方で電話をさせていただいたという報告をさせていただいたと思います。それで、電話ではございましたが、これらのことをいろいろ確認しながら、どこまで認識されていたかということを経験でお尋ねしたところ、そういうことは認識していなかったと。していたとすれば、何らかの手は打てたであろうから残念だというふうに、前部長から私が回答を受けたということを経験ではお話をさせていただいたと思います。

○委員（長瀬りつ君） 何点か、ちょっと細かいことを伺います。

職員への聞き取り表の中に質問3で、公文書として交渉記録をとらなかったのはなぜかというのがありますね。この中で、職員Cが交渉記録は前から決裁を得て残していなかったというふうに言っていますが、この決裁文書ありますよね、この決裁文書を出してください。

それと、その次の質問4で、損失補償金の提示というところで、職員のCが東京都の設計審査が終わった後に正式に損失補償金を提示しているというふうに答えていますが、補償金の提示があったことを示す書類というのは残しておかなくていいのかどうか。ないわけですよ、いつ補償金の提示をしたのかもわからないというふうな部長のお答えだったと思うんですが、それはそれでいいのかどうかということです。

それから、調査検討委員会の報告書の中の原因の分析の中にも、平成17年度中に事業を中止する判断ができなかったことを――みたいなことも書いてあります。また、職員の聞き取りの中から、職員のC、係長ですね、これ。地権者の移転工事ができないと判断していればとか、勇気を持って言えばみたいなことを係長に言わせていますが、こういう判断を係長にさせていたということですか。係長にこんな権限ないでしょう。工事をやるのか、やめるのか、続けるのか、どうするのか、そういう判断こそ本当に上位者がするんでしょう、判断する責任はあるわけですからね。それを、この人たちにこういうことを言わせてしまう、自分たちが判断、勇気を出して地権者の移転工事を見切って、東京都に補助金返しましょうよと言えばよかったとか、職員にこんなことを言わせているわけでしょう、係長に。係長は、どこにこんな権限あるんですか、判断する。ないじゃないですか。だから、責任の度合いをはっきりさせてくださいというふうに言っているんですけども、副市長の先ほどの答えでは、責任の度合いをはっきりしようとは思っていないと、そういう気はないという御返事だということでもとらえさせていただいていいですね。

○副市長（小飯塚謙一君） 係長は前にも私どもの都市建設部長が話したとおり、区画整理の交渉については、係長がほとんどやっていたということでお話ししたと思います。当然悩みがあれば上司に相談すれば、上司は当然的確な指導ができたというふうに思っています。今回の場合につきましては、係長が課長にも報告し、課長は要するに今度は不適切な事務を起こしてしまったと、そんなふうになっているところがございます。

以上でございます。

○総務部長（渡辺和之君） 私の方からは1点目、聞き取りした者として、公文書として交渉記録の云々の話で

すが、Cですけど、交渉記録は前から決裁を得て残していなかった、決裁をもらってなかったというふうに言っていました。決裁を得て残していなかった、得てなかったということです。

以上です。

○委員（長瀬りつ君） 正式に損失補償金の提示しているというふうに答えています。11月30日に設計審査が終わりましたよね。12月1日に出しているのか、11月30日に補償金を提示しているのか、その辺については、前にも部長はないというふうにおっしゃっていましたよね、補償金を提示したという記録が。

○都市建設部長（氏井 博君） 交渉額の提示の時期という、そういうことでよろしいですか。（長瀬りつ委員「補償金の提示です」と呼ぶ）要するに、地権者に対して補償金ですよ。それは、前回私が12月1日か、いつだったのかということで、2回ばかり御質問いただいて、それは調べてみますというお話だったんですが、その事実関係をはっきりさせるものが書類としてなかったということで、お答えさせていただいているところ

です。

○委員（長瀬りつ君） ちょっと話が別の方に行っちゃうんですけど、前回の企画財政部長が専決処分を取り消したことについて、東京都にも相談をしたというたしか発言がありましたが、東京都のどこに相談して、どう

いう回答を得たかをちょっと教えてください。

○企画財政部長（浅見敏一君） これは、6月の今回の事件が発覚した段階で——最初はですね。それで、既に5月28日に専決処分いたしておりましたので、この取り扱いについて、どのように扱うかということで部内でも協議しました。そこで、取り扱いについて、ちょうど事案が議会に議案として提出した直後だったために、したがってそこで12日に議会で御審議いただくに当たって、事実がないということが判明したわけですから、これ通常の専決処分のまま置いておくというわけには、承認いただくわけにいかないと。そこで、市町村課の財政係の方に照会いたしました。そこで、これは財政課の方が当初は経由して確認いたしました。

扱う経過といたしますと、自治法上取り消しという規定は書いてはないと。それで、今回のケースを具体的にお話をさせていただいております。そうしましたところ、これについては通常事実があったものを取り消すということは、これは当然できない。しかし、今回の施行がなされていないわけですから、そこで議会の承認をそのまま得るわけにはいかないという市の方の事情はわかります。判断としては、これについて議会及び長部局の方で、つまり東大和市の中で十分に話し合っ解決をとということでの話がありました。それに基づいて理事者と相談した結果、今回のケースを扱わしていただくに当たっては、弁護士にも協議いたしまして、取り消しという形を扱わせていただきました。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 要するに自治法上は当然取り消しということに対する規定はないわけですよ、規定はないですよ、書いてないですからね。だから、取り消せるのかどうかという規定がないところで、じゃあ取り消すに当たって、どうすればいいのかということ部内で、庁内で話し合いをした結果、取り消したんですよ。根拠はだから行政処分だと、市長の意思決定だからということで取り消したんですけども、その件について、議会に対しては文書でお知らせが来ただけですよ、取り下げたという。告示を過ぎてからの取り下げですから、当然議長が許可をされているんだろうというふうには私は思うんですけども、その件については、議会として取り消しができるよというふうには、議会としては承認した覚えはないわけですよ、専決処分についてはね。そのことを、きちんと話し合う場をつくらずに取り消しましたという、取り消して取り下げたというお知らせだけで、議長の許可を得て取り下げたんでしょうけれども、そのことについては、やはりきちんと議

会の中で取り消したこと、行為をやっぱり承認を得ない限り——またこの件については、今補正予算専決処分されているわけですよ。それを今度また認めていくということができないですよ。紙を1枚議員に対して出して、そのことで議会の了承も得たというふうに考えていらっしゃるのであれば、議会対策としてはちょっと違うのかなど。きちんと説明責任を市が果たし、議会がそれを承認しましたよという手続をとらない限り、次に進めないんですよ、この件に関してはね。

もうとくに補正予算で専決処分されちゃっているわけですけど、それを承認してくださいというふうに今度出されるわけですけどね。その手続を踏むのに当たっては、まず一番最初の専決処分を取り消した、そのことについて庁内では、そういう形で取り消しという規定はないじゃあどうすればいいんだということでも話し合いをされたんでしょうけれども、議会と行政との信頼関係で言うならば、きちんと議会に対して、そのことを説明し、議会の承認を得るという手続を踏んでいただかないと、次に進めないというふうに私は思っているんですけどね。議会に対してきちんと説明をする気はありますか。もう一度この取り消した件について。

○企画財政部長（浅見敏一君） この議案の取り消しと、先回の6月の議会の際に市長から事実の経過をお話しし、取り消しについてのことにも言及させていただきました。それから、なぜ取り消しについてしたのかというやりとりが緊急質問等も踏まえましていただきました。したがって、私どもで御説明できる範囲、これは今まで御説明した以上のものはございません。したがって、今回のこの取り消しについては、こういった事実がなかった、やむを得ずやったということでございますので、今後より説明責任については、細目に検討したいと思います。これについては今回の内容の説明以上のものはございませんので、特に9月で改めて専決処分の取り消しの新たなことに言及することはありませんので、予定してございません。

以上です。

○委員（長瀬りつ君） 東京都に聞いて、取り消しをできるという規定はないよと言われたわけですよ、市町村課からね。そういうふうに聞いたんですよ、東京都に。東京都がそういうふうに答えたんですよ、取り消しをする規定はありませんと。それで、そういうふうに言われて、どうしようかとなったときに、国に聞いてみようとは思われなかったんですか。

○企画財政部長（浅見敏一君） 東京都に照会いたしますと、手続的には当然都の見解でなかなか回答に至らない点については、総務省なりも東京都の方でもそれは照会いたします。そういった流れでできておりましたので、私どもとしては、まずは東京都が窓口になりますので、その見解をもって、こちらの方の判断をさせていただいております。

以上です。

○委員（長瀬りつ君） そういうことは、つまり取り消しという規定はないからできるというふうに判断したと、専決処分は取り消せるというふうに判断したということですよ。取り消すという規定はないわけですから、専決処分。取り消しができるというふうに——私は基本的に取り消しはできないというふうに思っていますから、取り消していいという規定はないわけですからね。だけど、取り消しという規定がないから、市は取り消しができるというふうに判断したということですよ。

○企画財政部長（浅見敏一君） 自治法上の記載が、そのように取り消しができる、あるいはできないという規定はないということは、先ほど申し上げております。そこで、通常そこに取り消しができるという記載がないとすれば、一般的などころでは、それは取り消しの手順というのはないかと思えます。しかし、何回も繰り返

しますけれども、今回の事案が実際に今回の除却工事等が一切されてないということがわかったわけですので、これを5月28日に小切手、新たなものを、小切手振り出し手段をつくってしまったわけですから、これをうちの方でそのまま見逃すわけにはいかないということが一番問題となりました。それで、急ぎ手続をとる必要があるということで、私どもでは取り消しについて行った上で、相手に対する新たな小切手ですね、これを支払うすべをなくすということが、まず先行いたしましたので、処理については、特に顧問弁護士にもこの自治法上のあり方と、そのほかの展開については十分聞いた上で、これらの判断をさせていただきました。したがって、瑕疵ある行政処分ということでございますけど、これはあくまでも準ずるという形で扱うことができるというお話はいただいております。それらを総合判断いたしまして、取り消したということですので。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 支払いができるようにしたから、支払いができないようにすればいいことですよ。だから、それには取り消すのではなくて、支払いができないようにする補正予算を専決処分をすればいいことですよ。だから、なぜそっちをしなかったのかということですよ。取り消してしまったのかということですよ。それと、東京都から、その後問い合わせがありましたか。

○企画財政部長（浅見敏一君） これは、手段といたしますと補正予算をいたしたわけですから、今度減額の補正予算をするということは手段としては、もちろんそれは承知しておりました。ただし、これは繰り返し申し上げて恐縮ですが、これをまず専決処分いたしましたものを議案としてお出しして、市議会の承認を得ること、これについていかがかということが内部の中で大分検討議論がありました。そこで、手段として、さっきおっしゃったように全額減額すれば、これは補てんできます。しかし、そうではなくて、この事実がなかったことを、やはりそのまま承認の報告をするわけにはいかないということに至りました。そこが、やはり判断の今回に至ったところだと思えます。ですから、そのように判断した上で、私どもではこの処理方法を選ばせていただきました。

それから、東京都には最初6月のときに、まずお尋ねの電話なりでいたしました。その後は専決についての取り扱い等について、こちらから正式にということではありませんが、その後市の方で処理としては、当然この事件が大きくなっておりますので、東京都の方もその後「処理はいかがですか」——これは専決処分という話ではなくて、全体の流れがどうでしょうか、というやりとりはございます。

以上です。

○委員（吉野 孝君） 先ほど渡辺部長の方から質問3の中で公文書として、交渉記録をとらなかったのはなぜかという質問に対して、これは職員Cが交渉記録は前から決裁を得て残していなかったもので、それに倣ったと言っているんですよ。これは、どういうことかということ、決裁というのは当然、権限を持った上位者が部下の、要するに交渉記録をとるか取らないかということについて、上位者の判断をするのが、これ決裁ですよ。だから、これについては前から決裁をもらっていて、残さないでいいんだということを言ったために、このCの方はそれに倣ったんだということは、それに倣ったということは、前例に倣ったということなんですよ、そういうことですよ。だから、こういう決裁というのがあるんですよ。だから以前から残さないでもいいと、交渉記録については、そうですね。そういう理解じゃないんですか、これ。

だから、今まで私たちの方で、この委員会の中で地権者とのやりとりだとか東京都とのやりとりについて、報告書や、また記録、メモ、そういうものがないのかと言うと、ないんですよ、ずっと出てこないじゃないですか、そうですね。これは、なぜ出てこないのかということ、これがあるからですよ。公文書として記録をとら

なかったのはなぜなのか、という問いに対して、こう答えているわけでしょ、Cの職員の人が。だから、前例に倣って書かなかったわけですよ、残さなかったわけですよ、そうでしょ。だから、ないんですよ、結果的には。そうでしょ。

だからどっかの段階で、だれが決裁をしたのか、そういうふうに命令をしたのか。だから、それは明らかにしてもらわないと、ここの部分だって、記録にとらなかったのはなぜかという質問に対して、こう答えているわけですから、先ほどの渡辺部長の回答では、これは違うんですよ、そうじゃないですか。

○都市建設部長（氏井 博君） 何回か記録のことをお尋ねいただきまして、何回かお話をさせていただいたと思いますが、残念ながら、そのたびに同じことをお話をさせていただいて大変恐縮でございますが、あしき習慣として、それらを公文書として残さなかったことが今までずっとあったようなんです。ただ、今吉野委員がおっしゃるように、決裁をとらなくていいよという決裁は、実在はもちろんしないわけです。

習慣的にといいますか、伝統的に今までそのような記録を残さないということがありましたので、これもお話をさせていただきましたように、やはりそれはお互いが共通の認識を持つ、それから交渉に行きまして——当然のことですね、全員で交渉に行くわけではありませんし、私どもも交渉の場に出ることもありますが、逐一——全部その場にいるわけではありませんので、その経過を知って、より正しい判断をするためには、当然報告書が必要ですので、今はできる限りの報告を文書で残して決裁を得て進めるようにしております。くどくなりますが、以前からそういうふうなあしき習慣があったものです——残念ながらですね、そういうあしき習慣があったものですから、それを今正していこうというふうにやっているところでございます。

○委員（吉野 孝君） そうすると、このCの職員の言われたことは、「前から決裁を得て」というふうに言っているわけでしょう、ここでは。だから、前からだれかが決裁しているんですよ。公文書として、交渉記録については残さないでもいいんだということを、だから前のどこかで決めているんですよ、これは。だから、この人が、Cの方が、それに倣ったというふうに言っているわけですよ。だからそうなってくると、今まで公文書が、交渉記録だとかというのが出てこないのは、こういうことなんですよ。だからこそ、こういう事実を明らかにしようとしたときに、メモもないし、報告書もない。だから、事実がわからないから、やはり当事者に聞かなきゃわからないよという話になるだけじゃないですか。だから、そこのところがね、やはり私は記録を残さないということが、これがまた大きな問題でもあったわけですよ。それが、次の部長に引き継ぐのもできないですよ、というようなことになっていくわけじゃないですか。

○都市建設部長（氏井 博君） 通常ですね、今まで再三私の方でお答えさせていただきましたが、ものによっては復命書、あるいはお手元にあるような報告書、それから役所で使っています処理カード等で書類で上げて、先ほどのような目的のために書類で上げて、より上位者の決裁を得て、公文書として残しております。それがすべてでなくて、簡単なものについては口頭で報告する場合もございます。それは、先ほどから申し上げましたように、今までの、もう一度言わせていただきますと、あしき習慣で諸先輩から、それらのことを残さなくていいよという指導といいますか、そういう話がありまして、なかなかそういう環境になかったと、残念ながらですね。

これは何回も言いますが、残念ながらそういう環境になかったものですから、先ほど申し上げましたように、そういうことでは困るので、当然私たちは今までも、これまでもお話しさせていただきましたように、私たちがやってきました仕事は諸先輩から記録を残してきちっと報告をしないと、そういうことでやってきましたので、それが当然と思っておりましたが、そうでもなかった部分がありますので、やはりこれから私たち

は今まで諸先輩に正しい指導を受けたように、これから私たちは私たちの立場で正しい指導をしていかなければいけないというふうには考えてございます。それを今実行しようとしているところでございます。

○委員（吉野 孝君） 前回要求しました部長間の事務引継書のことなんですが、これは都市建設部の前部長から現在の氏井部長に引き継がれた記録の中なんですけど、この中を見ると、この中にこういうふう書いてあるんですね。立野一丁目の土地区画整理事業の項目の3番目の中には、最後の方に問題点として出ているんですね。これ何が問題かという、この土地区画整理についての問題点は、こういうふう書いてあるんですね。今後についても話し合いでの解決が難しいケースは、直接施行により移転をせざるを得ないため、訴訟などの地権者とのトラブルが想定されるというふうなことで、この移転工事に関する問題点の中に、トラブルが想定されるというふう書いてありますよね。これは、氏井部長に対して、前部長がトラブルが想定されるんだというようなことを言っているわけですよね。じゃあ受けた新任の新しい現在の氏井部長がトラブルが想定されるということは、これは何なのかという質問というか、前部長に対して聞いたんですか、これ。またはこの区画整理の担当者と呼んで、これは何のトラブルなんだと、訴訟だとか、地権者とのトラブルが想定されると書いてあるけど、これは何なのかというのは聞いたんですか。

○都市建設部長（氏井 博君） 引き継ぎに対してのお尋ねでございますが、区画整理事業、皆さん御承知のように、当初の予定どおり順調に進んでいるわけではございませんので、やはり今残っておりますのが非常に交渉の困難な方が、地権者の方が何人か残ってしまっていて、それを今区画整理課の職員は鋭意努力して進めているわけです。それらを総称して「トラブル」というふうな表現をさせていただいたんだと思いますし、私もそういう認識がございましたので、具体的なことは部長からは、こういう引き継ぎを受けておりますので、着任してから区画整理課の職員に現状についてどうなのかという報告を求めた経過がございます。

ただ、これは前々から言っていますように、今回の問題になっている地権者とのトラブルがあるので、それをどういうふうにするという引き継ぎを、先ほど申し上げましたように、前部長もそういう認識になかったわけですから、私に対しても、それらを引き継げる状況にはなかったわけです。ですから、今交渉困難地が幾つかございますので、それについてのトラブルがあるので、それらに慎重に対応しろというふうな引き継ぎを受けたというふうに認識してございます。

○委員（吉野 孝君） 前部長から現在の氏井部長に引き継ぎがされたのが、18年3月31日だったわけですよね。その時点というのはどういう時点かという、今回問題になっているところが、工事完了届が出る日にちなんですよね、この3月31日というのは。その時点では、まだ部長は知らないけども、実際に引き継いだ後、こういうトラブルというのが前部長の文書の中からも想定されるというようなことがあるわけですから、当然18年4月1日以降、現在の部長がこれについてはどういうトラブルなのかというのは、1カ月か2カ月かわかりませんが、当然担当の新任の部長として、ここのトラブルというのは担当の課を呼んで何なんだと、これは、そうするところがわかれば、これが5月の時点までお金が出ていかないわけですよ、そうですね。4月の時点で新しくなって、それでこの文書を読んだらトラブルがあったと、これは何なのかというのを担当課を呼んで、これは何なのかということが、もしかして解明されていれば、ここでも私は問題がそれ以上いかなかったんじゃないかと思うんですけどね。

○都市建設部長（氏井 博君） これにつきましても何回も同じお答えをさせていただいて大変恐縮でございますが、今回の地権者とのトラブルを私が正式に認識したのが、19年6月4日に担当係長から相談があって初めて知ったわけです。先ほど申しましたように、これらの引き継ぎは前部長から引き継いだわけでございますが、

それらに言及がございませんでしたので、そういうトラブルが発生しているという認識も当然私は持ち得ませんでしたので、先ほど申しましたように、現在交渉が難航している地権者については、どうなのかという報告を求めました。その時点では、今問題となっている地権者とのトラブルについては一切言及がございませんでしたので、私は18年4月1日から今の職を担当してございますが、残念ながらその時点では、それらの事実関係を認識することができませんでした。

○委員（吉野 孝君） こういうトラブルだということは想定はわからないと思うんですね、この時点では。ただ、引き継ぎの文書の中に、この移転の交渉の関係、それから区画整理についての問題点の中に、これが書いてあるわけですから、当然新任の部長としては、その場で前任からの引き継ぎが、これについてはなかった場合においても、その後引き続きトラブルが想定されているのは何なのかというのは聞くべきだったんじゃないかと。

それと、あわせて私は現在の部長がどういうふうに通勤されているのかということも聞きたいと思っているんですけど。というのは、あそこの区画整理事業というのは、上北台の駅から大体職員の方は歩いて行くんですよ。そうすると、例えば担当の職員の人たちが、ほかの人もこれ書いてあるんですね。毎回、毎回、通って、要するに職場に来るんだけど、地権者の方では工事が全然進んでないということを見て、それで毎日電話すると大変失礼だからというので、週に1回は必ず電話入れたってわけですよ。ということで、もう常に見ているわけですよ、その職員の人。まだこれ進んでないというようなことで、本当にその人は心配していたわけですよ。結果的には工事が進まなかったということだったわけですよ。そうすると、新しくなった部長が、どういう通勤の経路をたどったのかわかりませんが、ぜひ後で報告してもらいたいと思いますけどね。

この立野の区画整理事業がこういうトラブルがあって進んでないという状況が、ことしの6月4日の時点で知ったというのではなくて、私はもっと以前にわかっていたんじゃないかと。私は、そこところが部長の引継書からもひとつうかがえるのと、あわせてやはり現場というのが市役所の近くですから、そういう点からいうと、やはりもっと以前からあったのではないかとというふうに想像されるんですけども、どうだったんですか。

○都市建設部長（氏井 博君） 最初に、私の通勤方法からお話をさせていただきますと、通常は市に届けております自分の車で通勤をさせていただきます。場合によりましては、用事等の場合でモノレールに乗って通勤する場合もございます。おっしゃっているように、該当する場所を上北台の駅から市役所まで歩きますと、その前を通ってまいります。しかし、先ほど——信じていただけないのは非常に残念でございますが、私知っているのは、ことしの6月4日に担当係長が5時過ぎに私のところに来て、実はこういうことがあって困っているんですという話がありまして、それは大変だということで、夜だったものですから、翌日副市長にお話をさせていただいて、今回のようなことになったわけです。

一般的に、あそこがどうなっているだろうということが心配であれば、当然私はこういう責任ある立場にありますから、その進行状況は非常に気になりますし、担当者に対しても、これはどうなっているんだということは当然だと思います。私は、自分のことを言わせていただきますと、市民の皆さんから苦情をいただいた箇所につきましては、場所をできる限り自分で確認して、どういう対応をしたらいいのか、担当者と一緒になって考えて、その後どうなったのかというのを確実に、できる限り確実に自分でこの目で見てお話をさせていただきたいというふうに考えてございますので、これらの事実がわかれば、毎日、通勤の——たまたま車じゃないときに通勤のときに、これはどうなるんだろうということで、少なくとも私は自分の腹の中におさめて、これは乗り切れるというふうに、毎日そこを通り過ぎるようなことはできなかったというふうに思ってお

ります。

○委員（尾崎信夫君） 今吉野委員の質問というのは、小飯塚部長から前部長に引き継ぎをするときにも同じ文書、同じ内容で問題点、3項目にわたって載っておりますよね。これは、通常でいうトラブルということの解釈でいいんですか、どうなのでしょう。

○都市建設部長（氏井 博君） 先ほどちょっと他の委員からの御質問をいただいたように、区画整理が理想的に進んでいるわけではございませんで、幾つかの困難地がございます。そういう意味の多分、小飯塚副市長から前部長に、私の前部長に引き継いだこともそうでしょうし、私は先ほどから申し上げましたように、前部長から今引き継いだものは、やはりその困難地についてのトラブル、それを積極的に努力をなささいよというふうな引き継ぎだと認識しております。

○委員（尾崎信夫君） 一番気になるのは、地権者が11番で言っている「18年3月31日に工事が終了しないのに書類を出すということにためらいはあったが、お願いされて、あるいは頼まれて出したという感覚は理解できない。工事完了届を出さないと、この事業が流れてしまうことになり」という表現をしているんですけども、地権者は土地収用法による他の箇所ですらそういう経験があるということですので、土地収用法というのは、かなり厳しい法律ですから、協力しなければ取り上げられてしまう、召し上げられてしまうということになるわけですので、その辺の部分での工事完了届を出さないとこの事業が流れてしまうということで、地権者は出したということなんですかね。

それから、もう一つは、ここで要するに土地区画整理事業と土地収用法の違いを、地権者自身は理解していたのかどうかという問題はあるんだろうと思うんですね。なおかつこの辺はね、どういうふうな表現を地権者はされたのかは聞かれたわけですから、その辺のことについて、お伺いしておきたいと思いますし、なおかつ14番では、この事業に対する不満と言え、基本的に区画整理事業の地権者から土地を提供してもらい、土地を寄せ集め道路や公園をつくるのであるから、補助金は導入しなくても事業は自前でできるはずだと考えているという、この認識というのは、区画整理事業自身に補助金を導入しなくていいんだと、補助金が導入されると、ある意味では東京都の収用法を適用されかねないということの危険性を、この本人は感じていたのかどうかということ、ちょっと聞きたいんです。

○都市建設部長（氏井 博君） 私どもは聞き取ったままをお書きしているわけですが、今おっしゃいましたように、一つの背景として、やはりお話をしている間、私どもの立場と民間の業者さんとの違いがありまして、余り書類について、そういうやりとりはしないんだという話をしております。それから、先ほどお話がありましたように、自分のかつての事務所が土地収用法の関係でいろんな交渉のあけく移転したという、何かそういう経験もあり、そういうことで今尾崎委員がおっしゃいましたように、補助事業でなければ、もう少し楽にです、——多分市役所の職員ですから、補助事業ということは非常に常に頭にありますので、補助事業の都合もあるから、早くやってくれというふうなお話もしたんだろうと思います、交渉がですね。私も、そういうふうにも多分交渉したんだろうと思います、私がやったとしても。そういうことがありまして、そういうふうな過去の経験から踏まえて、補助事業でなければもう少しゆっくりにできるんじゃないかという、いつかやればいんじゃないかというふうな、そういうふうなお話になったのかなというふうには思っております。

○委員（尾崎信夫君） もう一つは、6,000万円からの小切手を受け取って、普通の会社であればどうにこれは現金化して、資金化して、自分の会社である程度使っていくことが普通ですけれども、この小切手を1年以上も、6,000万円という多額な金額、補償金ではありますけれども、残しているという中で、ここで要するに、た

○委員（吉野 孝君） 今の言われたので私は納得するわけではありませんけども。というのは、先ほども言いましたけれども、前部長に対して、この移転工事の進んでいないということについては、話したと記憶しているというふうに、これ職員が言っているのと、あわせて私はこの部長間の引き継ぎの中でトラブルがあるという点では、当然これが符合する部分じゃないのかというふうに思うわけですよ。そうすると、やはり前部長も報告はしていると、前部長は知っていたと、そのことについて。このことについては、引継書の中でもトラブルという形で出ていたわけですから、当然新任の部長としては3月31日のときに引継が行われるわけですけども、それ以降、引き続いて都市建設部長として全体を見渡した場合に、この引継書の中にある問題点、ここを一つ一つ明らかにしていけないと、そうしないとやはりこれが完全に新任の部長に引き継いだということにならないじゃないですか。

私はそのところを言っているんで、こういうふうの問題点として項目が上げられているにもかかわらず、なぜそのところが明らかにされていなかったのか、これもう1年以上明らかになっていないわけですよ。今部長の方の話で言うと、19年6月4日の時点で知ったというふうに言っているわけですから、当然これはもう1年以上その状態が続いたということになるわけじゃないですか。だから、私はそういう疑問なところがここにもあるし、それから引継書にもあるという点では、やはりまだまだ事実が明らかになってないというふうに思うんですけど。

○都市建設部長（氏井 博君） 私が今まで説明していたことで十分御理解いただいてなくて残念なんですけど、6月4日に私が知りましたその後、総務部長と職員課長と私と前都市建設部長にも、どういう事情なのかを聞かせていただきました。その後ですね、先ほど言いましたように、前々回のこの委員会で前部長に再確認するようにというふうなお話がありましたので、その日の晩に電話で前部長に確認はさせていただいて、その部長のお話は前回の委員会で、この場で私の方から前部長はこうおっしゃっていますよと、きょうも重ねてそのときのお話をさせていただきました。そういうことが事実でございますので、私が何度答弁に立たせていただいても、それ以外のことはお答えできる立場にございませんので、これが私が言える精いっぱいのございます。

○委員長（関田 貢君） ここで10分間休憩いたします。

午後 4時14分 休憩

午後 4時27分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（尾崎信夫君） 区画整理事業の本来っていうか区画整理事業自身が地権者から土地を減歩してもらって、この区画整理事業自身を進めていく事業なわけですけども、これは地権者自身がそういうことをやはりしっかり認識していただかなければいけないわけですけども、その認識というものの徹底というのが大事なんだろうと思いますし、まずそこです。

それから、今回は補償、要するに区画整理事業自身には土地を買い上げるという制度はないわけですよ。今回の問題はこの補償と、移転補償費、または建物の取り壊し、損失補償等ですけども、このほかに区画整理事業の中には、道路をつくることについては、これあれですけど、そういう問題なんかについても、検査に関する事項は外れているんですか。検査事項の中から、29条における規定の中から、検査を要しない項目の中に、もっと金額のかかるもので、現実の問題として、かかる問題としてあるのかないのか。

○都市建設部長（氏井 博君） 2点目については、ちょっと検査規程でございますので、1点目について私の方からお答えさせていただきますが、もちろん区画整理事業、先ほど申し上げましたように、区画整事業の説明会等で、あるいは交渉の中で、当然減歩ということは、それぞれその土地の状況によっていろいろ率が違うわけですから、その辺については詳しく説明した上で承諾をいただいているんだろうというふうに認識してございます。

○企画財政部長（浅見敏一君） 検査室の方が企画財政部にありますので、検査の内容についてですけれども、直接区画整理課で予算を計上し施行する事業、これについては検査室、他の整備工事と同様に検査室で検査ということになります。そのほか区画整理関係は一切ございません。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） 道路工事、その他公園の工事、その他もそれは検査規程の中に入ってこないということなんですかね。

○企画財政部長（浅見敏一君） 言葉が少し不足して申しわけございません。検査規程の中に、検査を例外としている、しなくていいということがございますね。これについては、移転補償とか、そういったものでございます。その他については、検査規程にのっとして、これらの当然検査の方に回ってきまして、その検査員が施行の完了検査をすると、そういう流れでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） ということは、今回の案件では、要するに損失補償、それから移転補償費等については検査項目から外れているという中で、こういうことになってしまったということの認識でいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（吉野 孝君） 氏井都市建設部長が信じてもらえないのは残念だと言うんですけれども、私もやはりそれを裏づけるようなものが出てくれば、なるほどというふうに思うわけですよ。ただ、そういった事実が明らかになっていかないから、疑問としてまたそれが残るわけですよ、結局は。だから、事実が明確にならないと。そうなってくると、やはり何が問題なのかということも明らかにならないわけですよ。

それで、私は聞きたいんですが、当事者の職員への質問を3人、それぞれされたという話でしたよね。まず、そこはそのとおりですか、聞かれた内容は。

○総務部長（渡辺和之君） 当事者職員の聞き取りにつきましては、相手の都合、調子、体調の関係等見ながら、個々に、別々に聞き取りを行ったということでございます。

以上です。

○委員（吉野 孝君） 私は、その中でちょっと疑問に思っているのは、当時の都市建設部長にどのような説明をしたのかという問いの中で、職員Aと職員Bの方が「定かではないが」というのが頭に入っているんですよ、これ両方ともに。私、これ同席していないのに、こうなっているというのは何なのかなと思っっているんです。私、これ疑問に思っているんです、だから。そうすると、この事情聴取したときには、だれが参加して、だれがこれを筆記したのか。そうじゃなくて、テープでとってやられたのか、それはどういうふうにされたんですか。

○総務部長（渡辺和之君） 聞き取りは私と職員課長で聞き取りをしました。聞き取りは私の方で質問をし、筆記は職員課長がしました。テープはとっておりません。

以上です。

○委員（吉野 孝君） そうすると、この「定かではないが」ということを前置きしているのが、AとBなんですよね。こういうふうに言われるというのは、ちょっと私も別々に聞いているのに、こうなっているのはちょっと合点がいかないんですよね、疑ってはいるんですよね。その点では、やはり本当にそういうふうなテープにとってないと言うんだったら、それはしょうがないんですが、もう一つは地権者との関係なんです、これもテープはとられてないんですか。

○総務部長（渡辺和之君） 私が聞き取りで、基本的には氏井都市建設部長に筆記をしていただきました。テープはとってございません。

以上です。

○委員（吉野 孝君） 今回のこの3人の方の移転工事を履行させるために、地権者に対しても再三にわたって催促をしているんですよね、これずっと読んでみるとわかるんです。それで、地権者の方もあれこれ、あれこれいろんなことを口実をつけちゃ延ばしているんですよね。それにもかかわらず、担当の職員の人は電話をしたり、直接行ったりとかいうようなことをやっているんですよね。私は、こういったことが当事者の方たちからの質問の中で出てきているんですけども、これを裏づけるというのは何なのかというと、私はちょっと資料として請求したいのは、この平成17年12月1日というのは承諾書が出るときですよ。これ以降、そして今までいろんな資料が出てきたのでは、18年4月13日までですかね、やりとりだとか報告書、それから記録はないのか、メモはないのか、さらには出張命令票はどうなのかというようなことで、資料は今まで出していたんですが、それと同じように、この期間を平成17年12月1日から18年4月12日までの、これの報告書、記録、メモ、出張命令票というのをを出していただきたいと思うんですが、資料要求します。

○区画整理課長（柚木行夫君） 出張命令分につきましては、第8回の建設環境委員会の方で出ささせていただいております。

○委員長（関田 貢君） ここで暫時休憩いたします。

午後 4時38分 休憩

午後 4時42分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市建設部長（氏井 博君） 今平成17年12月1日以降18年4月13日までの間の、これらに関する出張命令を資料ということでお話しいただきましたが、私どもの認識としては東京都ほか、その足で地権者のところに交渉に行っているものについて、調べてお出ししたつもりでおりますが、念のためもう一度確認をさせていただきます、もしあればお出ししたいというふうに、もう一度チェックをさせていただきたいと思います。

○委員長（関田 貢君） お諮りいたします。

本日の調査はこの程度にとどめたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

本日はこれをもって散会したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、平成19年第9回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午後 4時43分 散会